

安全衛生担当者（後継者）育成プログラム



目 次

1. はじめに
2. 労働安全衛生関係法令
3. 安全衛生管理計画
4. 日々の安全衛生活動サイクル
5. 災害発生時対応
6. 労災保険の申告と給付
7. 安全衛生教育
8. 関係団体・機関

平成16年2月作成

全国造船安全衛生対策推進本部

安全衛生担当者（後継者）育成検討会

1. はじめに

最近の造船業を取り巻く環境は、事業の再構築・再編により人員の削減が実施され、その傾向はますます強まるものと考えられています。

安全衛生分野においては、熟練担当者の高齢化・退職等により、昭和 47 年労働安全衛生法施行・昭和 58 年全船安結成当時の蓄積した専門知識を持った社員が減少しはじめており、個々の企業はもとより、業界全体の安全衛生の確保・災害減少の目標達成に支障を来す事が懸念されています。

そこで、担当者（後継者）育成は「個々の企業の問題であり、第三者が云々する問題ではない」ことを十分認識しつつも、担当者（後継者）不足により業界の安全衛生管理体制が弱体化することがないように、全船安は安全衛生担当者として必要な知識等を「安全衛生担当者（後継者）育成プログラム」にまとめました。

安全衛生管理は、年間安全衛生管理計画策定に始まり、計画的な設備改善、教育、安全点検、各種協議会、官庁届け等多種多様の業務から成り立ちます。

事業主はこれらの業務を、日々計画・実行して災害の防止に努めなければなりません。しかし、多忙な事業主がこれらの業務の全てを行うことは現実的には困難であります。そこで、日々の業務を遂行する安全衛生担当者が先に述べた職責を確実に実行し、企業に働く全ての労働者の安全の確保を図らなければなりません。

日々の安全衛生管理は、その活動の成果がゼロ災という結果で現れる場合と、最悪死亡災害という結果で現れてくる事があります。

労働災害は、被災者並びにご家族へ多方面での多大な負担を強いることとなります。企業が常に負っている安全衛生管理責任は、労働者を安全に作業させる責任ですが、不幸にして労働災害が発生したら「刑事責任（刑罰）」「民事責任（損害賠償）」「行政責任（指名停止）」「社会的責任（地域・マスメディア）」の四重責任を負う事となります。

我々は、常にこの四重責任の重さと、安全を確保・遂行する責任の重さを自覚して日々の職責を遂行することが大切であります。

安全衛生担当者が日々安全衛生管理を円滑に推進する為には、関係法令の理解や関係官庁対応、更には日常の安全管理や災害への対応等がありますが、これらの習得には相応の期間が掛ります。

これらの業務を、それぞれの項目ごとに分かり易く整理し、現物をサンプル化した事例やマニュアルを織り込んだ他、関連する機関が持つホームページをリンクさせたプログラムを作成しました。

以下のプログラムを活用して頂き、皆さんの会社の安全衛生成績が少しでも向上することができれば幸いです。

2. 労働安全衛生関係法令

職場の安全衛生を確保するための最低基準として、さまざまな法令・規則が定められている。

また、私たちの工場・事務所で作成している各種基準も、この法令・規則がベースとなっていてできている。したがって、職場の事故・災害および健康障害を未然に防止するために、これらの法令・規則のポイントを理解しておく必要がある。

本項では自己の職場に関係する法令・規則について示す。

1. 安全衛生関係法令のしくみ

安全衛生に関する規制は、当初、労働基準法(昭和21年制定)の第五章(安全および衛生)として規定され、これに基づき「労働安全衛生規則」が公布され、実施細則が定められた。

その後、我が国の産業経済の高度成長による産業の質的な変革と、労働者数の増加等による労働災害の増大を防止するため、昭和47年労働安全衛生法(以下「安衛法」という)として制定された。

安衛法と関係する法令関係は、(表一1)のとおりである。

また、安衛法を調べる場合には、先ず(表一2)の法体系図より関係条文、規則を検索することが有効である。

2. 安衛法の目的

安衛法では、従業員の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進することを目的としており、その要旨は次のとおりである。

(1) 事業場内における安全衛生管理体制の明確化

- ・事業者が、労働災害を防止するためにやるべきこと、および従業員の守るべき事項を明確にした。
- ・事業場内における安全衛生管理体制、安全衛生管理組織の確立を規定した。
- ・安全衛生管理組織におけるラインの行うべき事項を明確にした。

(2) 事業者の自主的活動の促進

- ・最低の基準である法律、規則の遵守のみでなく、事業場内における労働災害を防止するため、事業者が法律・規則以上の安全衛生管理を自主的に行うこととなっている。

3. 安衛法による事業者等の責務と労働者の遵守義務および罰則

(1) 事業者の責務

事業者は、安衛法第3条に基づき、次の事項を実施する義務と責任がある。

- ①職場の安全衛生を確保し、労働災害を防止する。
- ②快適な職場環境をつくり、従業員の健康障害を防止する。
- ③協力員に対しては、法・規則に違反しないよう、指導および是正のための指示をする。
- ④法令・規則等で決められた基準を守るだけでなく、自主的に全従業員の安全と健康を確保する責務がある。

(2) 管理者の責務

安全衛生管理の責任・義務は、その事業場の代表者たる社長にある。しかしながら、社長が現場の末端まで全ての安全衛生管理について見ることは現実では不可能である。

そこで、権限を委譲された管理者が、それぞれの立場で職務に付随した責任を果たすことになる。

(3) 労働者の遵守義務

- ・従業員は、労働災害を防止するために、定められたことを守る義務がある。
- ・事業主が自主的に行う災害防止に関する措置に進んで協力する。

(4) 罰 則

安衛法はその基本的性格が、労働災害防止のための最低基準を定めたものであり、その履行を労働基準監督機関の監督と刑罰により確保しようとするものであるため、違反に対して罰則を科す刑罰法規の一つである。

- ・違反した事業者(法人または法人の代表者および管理・監督者)が罰せられる場合
- ・違反した違反者自身(主に従業員)が罰せられる場合
- ・違反した事業者と違反者自身の両方が罰せられる場合

4. 災害と企業責任

企業はその事業活動を行うにあたって、従業員を組織し管理して、一定の目的に沿って統合し、運営して行かなければならない。

このなかで、部長・課長などの管理者に一任している生産段階で不幸にして労働災害が発生すると、企業全体の管理責任が問われる。

そして、その主な管理責任として「刑事責任」「行政責任」「民事責任」「社会的責任」がある。

(1) 刑 事 責 任

労働災害が発生すると、労働基準監督機関が発生原因や安衛法違反の有無について調査することになる。

また、同時に警察機関による業務上過失致死傷に該当するか否かの捜査も行われる。

安衛法では、労働災害防止は事業者の責任であるという観点から、企業の代表者である社長が責任の対象となる。社長が全職場の安全衛生措置を自分で全てできないので、安全衛生管理措置の権限と責任を委譲している工場長や管理監督者も行為者として追及されることとなる。

(2) 行 政 責 任

監督機関の災害調査や監督実施等において、安衛法・令に違反しているとき、設備の使用停止命令や作業中止命令などの行政処分が行われる。

これらの処分に従わないと、前項の刑事責任を問われることになるので、この行政責任は大変重いものといえる。また、重大事故を起こすと、公共工事において指名停止を受けることにもなる。

(3) 民 事 責 任

労働災害が発生すると、一昔前のように労災保険金が出るからそれで済むという時代ではなくなってきた。

労働災害によって被った労働者の身体・生命・健康などの損失について、民法上の請求権に基づいて、企業に対してその賠償を請求することが大変増加している。

賠償責任の発生の要件からみると、「不法行為責任」「工作物瑕疵責任」「使用者責任」「債務不履行責任(安全配慮義務違反)」の四つがある。

(4) 社会的責任

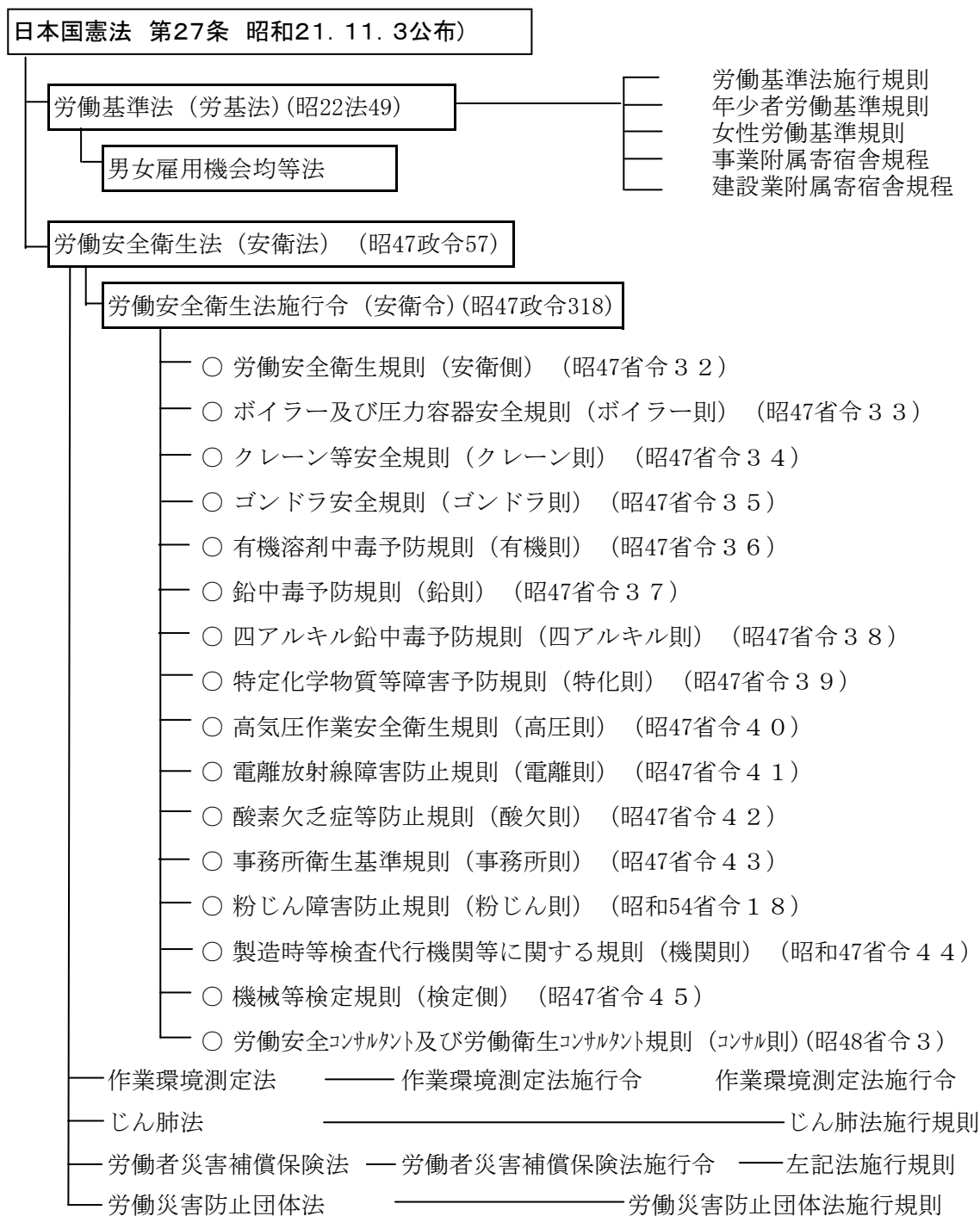
一旦災害が発生すると、被災者本人は勿論のこと、その家族・親戚および友人・同僚等に与える心労・苦労ならびに負担等を斟酌すれば、人道的にもその社会的責任は免がれるものではない。さらには、マスコミを賑わすような大災害は、容によっては地域住民に及ぼす被害と迷惑は計り知れないものがある。いずれにせよ、大小を問わず、災害が発生すると、その企業の社会的責任を問われることになる。

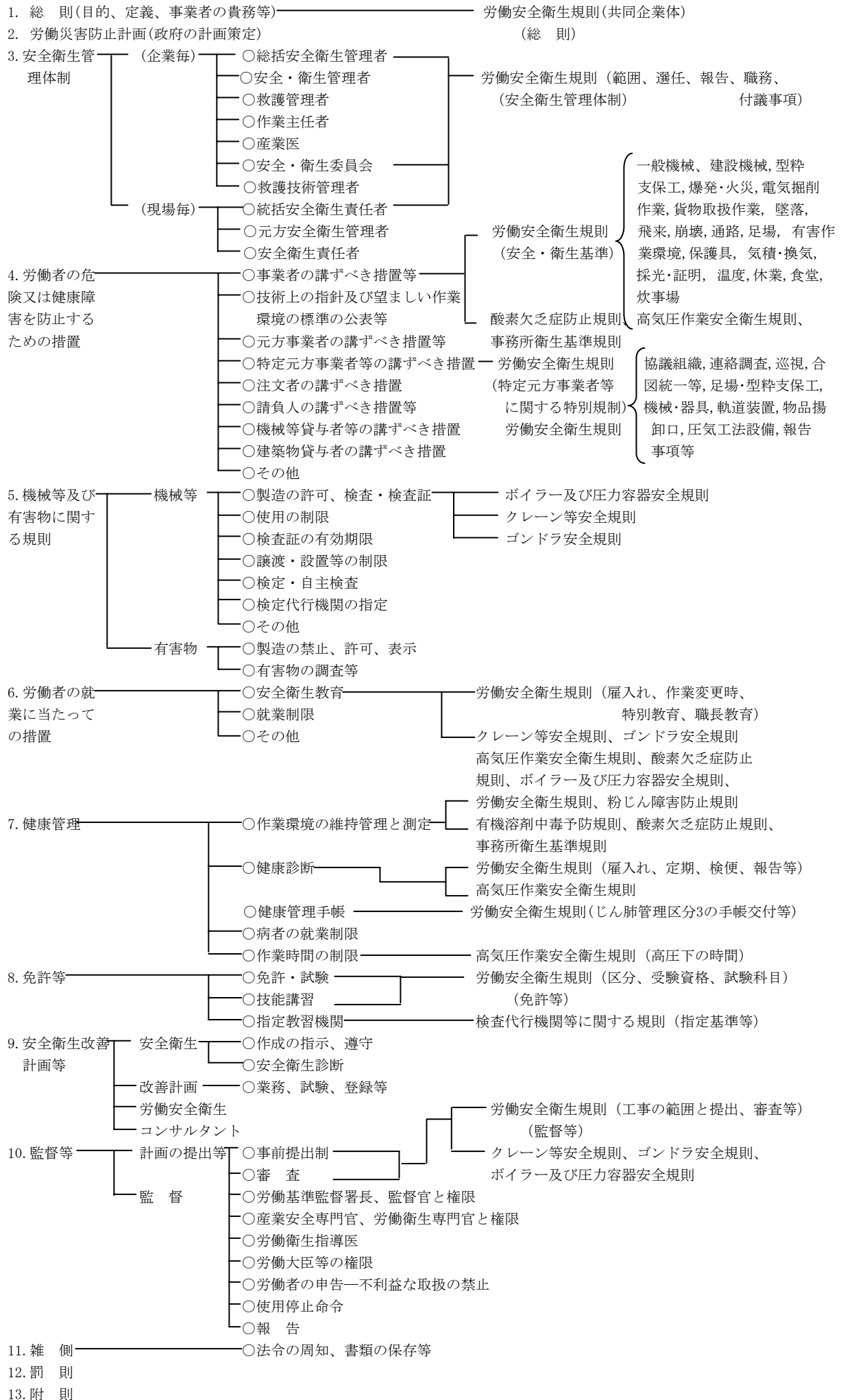
造船企業における労働災害の送検事例・判例

	年月日	対象者	事象内容	結果
送 検 事 例	平 15.3.3	会社代表者 (社長)	社員が、タンカバーのタッチアップ中、タンカバー上から墜落し重傷を負った。	業務上過失致傷罪で送検中
	平 6.6.17	元請作業指揮者 (担当スタッフ)	進水作業準備でドックゲート点検中の下請会社ダイバーが、注水口に吸込まれ窒息死した。	業務上過失致死罪により罰金刑
	昭 58.6.7	元請作業責任者 (作業長) 元請作業指揮者	船底外板のサトプラスト作業中の下請会社社員が感電死した。	業務上過失致死罪により罰金刑
	平 13.2.16	元請事業所長 下請会社代表者 (社長) 他	下請会社社員が労働災害で負傷したが、下請会社は監督署に死傷病報告を行わず、治療費を実費負担した。(労災隠し)	安全衛生法違反により罰金刑
判 例	平 11.3.30	元請会社代表者	下請会社社員が、元請会社構内で振動工具使用により、身体に障害が存したことにより、元請会社に対して損害賠償請求。	安全配慮義務違反による支払い判決 (2395万円)
	昭 56.2.10	元請会社代表者	二次下請会社社員が、開口部から墜落して受傷したことにより、元請会社に対して損害賠償請求。	安全配慮義務違反による支払い判決
	昭 54.6.30	元請会社係長 元請作業責任者 下請作業責任者 下請作業員	修繕中のタンカーにて火災が発生し、ガス検知作業中の社員1名、作業中の下請会社社員5名が死亡した。	業務上過失致死傷罪により禁固刑(執行猶予付き)の有罪判決
	平 7.10.3	元請会社作業員	事業所構内で、フォークリフト運転中の社員が歩行中の下請会社社員を跳ね負傷させた。	業務上過失傷害罪により罰金判決

注、送検事例は、事例発生日。判例は、判決日。

安全衛生関係法令





3. 安全衛生管理計画

安全衛生管理は、継続的にかつ計画的に実行することが重要であり、PLAN（計画）→DO（実行）→CHECK（評価）→ACTION（是正措置）という管理のサイクルをまわすことにより効果的に安全衛生管理活動を推進することができる。本項では、安全衛生管理計画の策定要領と計画書のサンプルを示す。

まず、PLAN（計画）であるが、旧労働省告示「労働安全衛生マネージメントシステムに関する指針」（平成11年4月告示第53号）に規定されているように、「安全衛生方針」「安全衛生目標」「安全衛生計画」を文書化することが、安全衛生活動推進の出発点となる。

DO（実行）とは、策定された計画に基づいて、日常的に各施策を確実に実行することである。

CHECK（評価）とは、安全衛生活動を推進した結果を評価することである。一般的には、その計画の対象期間に発生した災害の件数、種類および程度により評価する。しかし、有資格者の充足度、設備類の点検整備の状況、基準類の整備と遵守状況等顕在化しない事項についても評価すべきである。

ACTION（是正措置）とは、評価の結果に基づき、終了すべき事項、さらに継続すべき事項および新規に追加すべき事項を決定することである。

安全衛生管理計画の様式は、特に定められたものはないが、参考様式を提示している労働局もある。ここでは、いくつかの事業所で作成された計画の様式を紹介する。なお、文書形式の計画書と予定表形式の実施計画表があるが、これも各事業所の実情に合わせて作られている。

1. 計画の対象期間

計画の期間は、1年間とする事業所がほとんどであるが、中長期的に取り組むべき事項を明確にするために、年間計画とは別に中長期計画を策定する場合もある。

年間計画でも、暦年（1月～12月）計画と年度（4月～3月）計画がある。労働局が提示している様式は、年度計画となっている。暦年計画とするか年度計画とするかは、各事業所の実情に応じて決める。

2. 計画書に記載する内容

計画書に記載する事項は、計画の対象期間に特定して実施する活動事項が多い。

(1) 基本方針

事業所の最高責任者の安全衛生に対する考え（理念）を明確にする。スローガンの形で表現してもよい。

(2) 管理目標

災害件数、度数率、強度率等を達成目標とする事業所が多い。数値目標だけでなく、努力すれば到達可能な管理状態のレベルを目標としてもよい。

(3) 重点実施事項

問題点、課題を踏まえて、年間を通して実施する重点事項を記載する。そのテーマが大きければ、具体的な実施要領も記載する。安全関係、衛生関係それぞれに分けて記載するほうが望ましい。

3. 実施計画表への記載事項

実施計画表には、計画書に記載された活動事項の実施時期を記載すると同時に、法的要求事項等定常的に実施すべき事項を記載する。

(1) 安全衛生関連会議の開催予定

(2) 設備法定点検（月例検査、性能検査）

(3) 安全衛生教育計画

(4) 安全衛生点検パトロール

(5) 月間重点実施テーマ

(6) 作業環境測定（有機物、特化物、騒音、鉛、粉じん）

(7) 定期健康診断

(8) 特殊健康診断（振動工具、有機溶剤、特化物、じん肺 等）

(9) 行事

①全国安全週間

②全国労働衛生週間

③全国造船安全衛生強調月間

4. 作成事例

作成の際に参照できるよう参考様式を添付した。

平成15年 ○○工場安全衛生管理方針

平成14年12月20日

○○工場 工場長

本年前半は無災害であったが、後半に入り休業1件及び不休2件を発生させた。さらに前半も含めて無傷害事故が多発した。これら全災害を分析すると、「面倒」とか「急ぎ」等を含め本人の不注意、手抜きなどによる不安全行動に起因するものが約9割を占める。本人の自覚を促す安全管理活動が結果として不十分であることを、本年の全災害結果から示しているのではないかと考える。

個人が「ルールを守る」ことが安全の大原則である。又、この自覚を促す管理監督者の強い意志が、結果として集団の力になることを目指し、新体制での無災害定着を計っていきたい。

1. 基本方針

**全員が「ルールを守る、守らせる」強い意志を持って、
災害ゼロを目指す新しい造船工場を築く。**

2. スローガン

『「安全優先」トップの決意、職場の実行「災害ゼロ」』
『爽やかですか？ “こころ” と “からだ”』

3. 管理目標

1) 重大災害	ゼロ
2) 休業災害	ゼロ
3) 全災害度数率	1.5以下
4) BMI (25以上)	26%以下

4. 重点課題

【安全衛生管理】

- (1) 個人の自覚を促し、結果として集団の力として発揮される活動。
 - 1) 21世紀の造船工場を見つめたクリーン工場の推進。
 - 2) 職区安全ミーティングの充実。
 - 3) スッキリ運動の推進。
 - 4) 安全査察隊活動推進。
 - 5) 構内協力業者の安全管理および教育への指導援助。
- (2) 安全衛生教育の推進。
 - 1) 安全衛生基準の整備。
 - 2) 効果ある教育の推進（ビジュアル化や簡単なテストの導入）。
 - 3) 管理監督者のフォローアップ教育の推進。
- (3) 労働安全衛生マネジメントシステムの推進。
 - 1) 区画単位でのリスクアセスメントの構築と推進。
 - 2) システム監査の導入に伴う問題の解決と推進。

【健康管理】

- (1) メンタルヘルス・ケアの推進。
 - 1) メンタルヘルス不調者の早期発見と対応。
 - 2) 予防対策の実施。
- (2) 健康診断結果に基づくセルフ・ケアの推進。
- (3) 職業性疾病管理推進。
 - 1) 職業性疾病管理における会社連携対応の強化。

以上

平成15年 ○○工場 安全衛生“教育”年間計画

参考様式A-2

平成15年 1月

スローガン：『「安全優先」トップの決意、職場の実行「災害ゼロ」』 『爽やかですか？ “こころ”と“からだ”』

○○工場

管理目標 (1)重大災害：ゼロ (2)休業災害：ゼロ (3)全災害度数率：1.5以下 (4)BMI(25以上)：26%以下

			1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月		
主要行事・運動等			全 国	全国造船安衛強化月間 造工安全衛生委員会			全船安総支部連絡会	全国安全週間準備月間 全船安全大会(東京)	全国安全週間		全国労働衛生週間準備	全国労働衛生週間	全船安総支部連絡会			
			全 社	安全社長賞表彰		安衛標語ポスター募集	全社安全衛生委員会 改善評価/パトロール			安全社長賞表彰	安全衛生建議申入れ	全社安全衛生委員会 改善評価/パトロール	経営協議会(中安委) 安全衛生管理方針	全社安全衛生パトロール		
			地 区	天水神社例祭 川崎大師・寒川神社安全祈願	成田山安全祈願		新入社員教育	春の健康ウォーキング	地区交流/パトロール	天水神社例祭		新任職・班長教育	新任E職教育 秋の健康ウォーキング	新任基幹職教育 地区交流/パトロール	メンタルヘルス教育	
			工 場	年頭集会 安長会		定期健診 安長会		改善評価/パトロール 安長会	地区交流/パト(受)	全社安全衛生パトロール 安全集会 安長会 玉掛協議会 特別安全衛生点検月間		事後検診 安長会	改善評価/パトロール 特殊検診	重量目測コンクール 安長会	全社安全衛生パトロール 安全集会	年末安全衛生強化月間
月間重点推進項目			挟まれ災害の防止		墜落・落下災害の防止		感電災害の防止		爆発・火災災害の防止		保護具・服装・工具の点検		スッキリ職場の仕上			
			・合図・確認は指差呼称で ・芯ずれ確認、地切り前一旦停止の励行 ・添えた手は挟まれないか		・蹴り込み防止、手摺、命蓋等の開孔部対策 ・足場板、梯子、脚立は固縛されているか ・乗移りやチョイの間でも命綱		・掃線、アース線の確認 ・死んだ電線か、生きているかの確認 ・スイッチボックスはOKか		・裏側は！消火器は！見張人は！ ・換気対策はOKか ・ガス漏れはないか		・安全帽のあご紐、破れのない作業服 ・マスク、眼鏡の使用 ・使用前点検は行ったか		・決められた区画に決めたものの整理 ・ごみの分別は完全か ・表示はスッキリか			
教育名称	対象者	主催														
安全衛生教育体系	新入社員	入社時	工場 安衛G				○ 4/8 保健師	○ 5/14 営業S								
	事技系社員															
	新任教育	班長	工場 安衛G				○ 4/7 17人									
		職長	地区				○ 4/23 5人			◎ 地区						
		E職	工場 人事													
		基幹職	本社													
	F/UP	中高年齢者	工場 安衛G													
		技能系3年目	工場 安衛G													
		技能系8年目	工場 各GR													
		班長代行	工場 安衛G													
		基幹職	工場 安衛G													
		班長(1回/3年)	工場 安衛G										◎			
		職長(1回/3年)	工場 安衛G													
		事技5年目(1回/3年)	工場 安衛G													
	現業一般	工場 各GR		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
・安全MTG(KY教育、ヒヤリハット)	工場 各GR						○ 開催日統一									
事技系一般	工場 各GR															
協力業者	新任管理者又は監督者	工場 安衛G								○		○		○		
	その他	工場 安衛G					PCクレーン講習会 64人									
その他	階層別安全教育の実施	工場 安衛G														
	特別教育	工場 安衛G						F 5/12,14 40+11人	KYK H10入社 12人				KYK H11入社			
	(1)能力向上教育	工場 安衛G				クランプ取扱	クランプ取扱	○ ガス検知		○ 玉掛作業	玉掛作業	○ 砥石交換	○ 高所作業者			
	(2)体感教育	工場 安衛G								→ ガス爆発実験						

〇〇事業所 平成15年度安全衛生マネジメントプログラム

参考様式B-1

安全衛生モットー
みんなで目指そう危険ゼロ 健康作りで活き活き職場

基本方針
安全をすべてに優先させ、みんなが安全で快適に働ける職場の実現をめざす。

目 標
1. 安全 重大災害ゼロの必達 全災害ゼロ
2. 衛生 職業性疾病の発生ゼロ

重点施策	推進項目	具体的推進項目	推進ポイント	目標レベル	実施責任者	実 施 計 画												評 価 (フォロー)		
						4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	上 期		
1. 新たな視点に立った安全衛生管理システムの構築	(1) 墜落・転落災害防止の強力な推進	ア. 墜落・転落災害防止対策の実施	①安全な足場、手摺、昇降設備、開口対策の実施 ②安全帯の使用	①指摘数 前年比30%低減(84→60) ②指摘数ゼロ	室(社)長										◎					
		イ. ルール違反者への厳格な処理	安全帯不使用者に対するペナルティ制度の適用	適用者ゼロ	室(社)長											◎				
	(2) 実践的な安全衛生教育の推進	ア. 作業指示者に対する安全教育の実施	①班長教育の実施 ②KYT教育の実施	作業指揮者教育2回以上	安全											◎				
		イ. 作業員に対する安全教育の実施	ヒヤリハット、災害事例に基づく再発防止指導朝礼実施	1回/月 実施(報告書提出)	室(社)長	○	○	○	○	○	◎	○	○	○	◎					
		ウ. 事業主の安全管理能力の向上	事業主へのテーマ教育の実施	毎月1回	安全	○	○	○	○	○	◎	○	○	○	◎					
	(3) 危険ゼロ職場への徹底挑戦	ア. 作業場の事前確認と具体的な作業指示、安全指示の実施	①文書、メモによる安全指示 ②指示前現場確認の励行 ③TBM時評価の実施	TBM評価 全班標準点以上(2点以上)	室(社)長	○	○	○	○	○	◎	○	○	○	◎					
		イ. 設備的不安要素の一扫	①高所作業関係設備の点検(梯子、脚立、足場板等) ②外注持込み機材の点検	不良品指摘ゼロ ①は2回/年実施 ②はリスト、点検表提出	室(社)長							◎				◎				
		ウ. 二次協力会社の安全管理システムの確立	一次を中心とした管理システム確立とチェック	一次指示書発行 毎日フォロー	室(社)長											◎				
		エ. 安全作業基準書の整備と作業員への徹底	①現在の作業要領に適合した基準書への見直し。 ②基準書の読み合わせ	①現存基準書全数 ②班単位読み合わせ一巡	室(社)長											◎				
	(4) リスクアセスメント手法の計画的導入による災害リスクの低減	ア. リスクの抽出と対策の確立	各係重点作業の洗い出しとリスク抽出	各係1件以上	室(社)長											◎				
		イ. リスクアセスメント手法の講習会の開催	対象は係長以上	2回/年	安全	○										◎				
	2. 快適職場づくりと健康確保対策の推進	(1) 創意と工夫による安全で働きやすい職場づくりの推進	ア. すっきりレイアウトの確立	作業区画、置場、通路等 区画の明確化	3Sに関する指摘 20%低減	室(社)長										◎				
			イ. 規律のある職場の実現	吸い殻、空缶等の一扫	3Sに関する指摘 20%低減	室(社)長											◎			
			ウ. 作業環境の計画的な改善、工場	快適環境づくり新中期計画の作成と推進	実施率90%以上	室(社)長											◎			
		(2) 心と身体の健康づくりの推進	ア. 生活習慣病対策の推進	①生活改善セミナー ②各種健康教室 個別健康指導	①30名 ②400名	診療所	◇										◎			
			イ. メンタルヘルスケアの継続	①メンタルヘルス教育の実施 ②カウンセラーによる心の健康相談	①年1回 60名 ②年5回 20名	診療所	◇										◎			
ウ. 健康作りの活動強化			①スポーツ施設利用拡大 ②健康ウォーク推奨	①月参加目標 100名 ②120名	診療所	◇										◎				

平成16年マネジメントプログラム

平成15年 安全衛生管理重点課題（方針）

H14, 12, 10

〇〇工場

（本社）

1. 基本理念

- ・人命尊重に基づく安全衛生活動こそ健全な経営の基盤である。
- ・安全衛生活動の強化を通して客先の満足と社会的信頼を高める。

2. 基本方針

「全員参加による三位（安全、品質、生産）一体の安全衛生活動を通して、健全な経営基盤を強化し、客先の満足と社会的信頼に答える。」

（〇〇工場）

1. 基本方針

管理監督者自らが現実を直視し、

安全を最優先した強い意志とリードで、モラルの高い職場風土を定着する。

2. 重点課題

（安全衛生管理）

（1）管理監督者は現場を直視し、安全を最優先して行動できる職場に変革する。

- ・「一層飛び現場点検」により、管理監督者自らが職場の意識改革をリードする。
- ・「5S環境改善」及び「工場内美化運動」PJにより、職場の景色を変える。

（2）個人の安全意識を向上させる。

- ・基本ルールを徹底する為、「安全指導員制度」を実施する。
- ・部及び課の弱点を改善する活動を、部課毎に立案し実践する。
- ・業者も含め、各層毎の効果的な安全教育を実施する。（教育体系に基づく）

（3）設備、工法の改善により作業を改善する。（本質的安全化）

- ・全員参加の「ヒヤリ体験」の吸い上げ、職区毎の「職場ぐるみヒヤリ改善」を実施する。
- ・課長主導によるリスクアセスメントを実施する。

（健康管理）

（1）BMI24以上対象者を低減する。（「死の四重奏」の個別フォロー）

（2）メンタルヘルス教育を実施する。

3. 展開要領

上記重点課題を含めた安全課題を1回／週（M会議）でフォローアップし、項目毎に消し込んで実施度を高めて定着させる。

4. 管理目標

- （1） 重大災害；ゼロ ， 休業災害；ゼロ ， 不休災害；5件以下
- （2） 全災害度数率 ； 1.50以下
- （3） BMI(24以上) ； 30% 以下（前年比2%減）

以上

H15年 安全衛生管理重点課題の解説及び展開要領

(安全衛生管理)

1. 管理監督者は現場を直視し、安全を最優先して行動できる職場に変革する。

(1) 「**一層飛び現場点検**」により、管理監督者自らが職場の意識改革をリードする。

(狙い)

- ①階層を越えたフラットな運用で安全意識を向上させる。
- ②現場直視により広域的(安全, 品質, 生産, 5S)改善活動とする。
- ③設計Sの安全教育効果及び危険リスクの発生源対策を定着させる。
- ④SMの関心事をリスクアセスメント化し、その実施状況をAUDITする。

(展開要領)

- ①GW×SM×該当課S×設計S×安長の現場点検とする。
- ②該当SMは、事前に「危険の想定とリスク評価表」を宣言し、その実施状況を確認する。
- ③設計Sは、自らが問題点を発見し速やかに上流から改善し、それを仕組み化する。
- ④パトロールは、2回/月とする。

(2) 「**5S環境改善**」と「**工場内美化運動PJ**」により、職場の景色を変える。

(狙い)

- ①5S活動を通して管理レベル(管理監督者の強いリード)を向上さす。
- ②全員参加で、5S(整理, 整頓, 清掃, 清潔, 躰)を徹底する。

(展開要領)

- ①工場の整理担当区画を明確にして、職場自らが「5S環境改善」を徹底する。
- ②上記の実施度をGWパト時に数値評価し、スパイラルアップを図る。
- ③「工場内美化運動PJ」を組織化し、共有区画を中心に構内景色を変える。

2. 個人の安全意識を向上させる。

(1) 「**基本ルールを徹底**」, 「**これだけは絶対やる宣言**」をする為、「**安全指導員制度**」を実施する。

(狙い)

- ①期限を限定して、「**これだけは絶対にやる!**」活動を、班, F, SM毎に宣言し実践する。
- ②相互注意し、元気で大きな声でものを言い合える現場をつくる。
- ③「安全作業基準」を再教育する。(職単位で予定化すること)

(展開要領)

- ①1名/GR/1ヶ月安全指導員(腕章着装)として活動する。
- ②「**これだけは絶対にやる宣言**」項目を班, F, SMは1ヶ月毎に宣言して重点実施する。
- ③安全月報を記入し、活動内容を職長と対話しGR改善につなげる。
- ④1回/月のGRミーティング時「安全作業基準」「安全基本ルール」を再教育する。

(2)部及びGRの弱点を改善する活動を、部GR毎に立案し実践する。

(展開要領)

①GR安全衛生計画に織り込み、GR全員で実践する。(Mパトで評価する。)

②弱点項目は、モラル、ルールの再教育、リスクアセスメント、工場方針などを参考にGR独自の取り組みとするが、フォローアップすること。

(3)業者も含め、各層毎の効果的な安全教育を実施する。(教育体系に基づく)

①業者も含め、各層毎の定期的なフォローアップ教育を実施する。

②教育教材(入構教育、作業手順)をビデオPJ発足し、ビジュアル化を試行する。

③外部団体講師による、安全教育を企画する。

④玉掛作業、足場作業、フォークリフト運転者、塗装作業(中毒、爆発)の能力向上教育を実施する。

3. 設備、工法の改善により作業を改善する。(本質的安全化)

(狙い)

①全員参加による失敗体験、ヒヤリ体験を、本質的な安全対策(ハード的改善)に改善する。

②SM自らが自職場の最優先なる危険課題(新工法及び従来工法)を発見し、リスク評価による本質的な安全対策を実行する。**(SM自らのリスクアセスメント実施)**

③上記活動を「職場ぐるみヒヤリ改善」活動と連動させ、職場の改善意識を上げる活動とする。

(展開要領)

①6回/年(奇数月)に個人単位で「**ヒヤリハット体験を提案募集**」する。(実施要領に準ずる。)

②SMは、3件/年以上の「**危険リスクテーマを設定**」し、改善活動を実施する。(発表会実施)

③全員参加による「**職場ぐるみヒヤリ改善**」活動を展開する。(衛生改善月含む)

④原則1職区単位の活動で「**1回/2ヶ月の活動期間**」とし、GWパトロールで評価する。

4. 実施度(総合評価)

(1)課題を含め、安全課題を1回/週フォローアップし、より実施度高めて工場として定着させる。

(2)5S環境改善」「ヒヤリ提案」「職場ぐるみヒヤリ改善」「パトロール時の指摘件数」「安全成績」

「SM主導のリスクアセスメント」などを総合評価し、優秀職区を工場表彰する。

(健康管理)

1. 「BMI 24以上対象者を低減」する。

(1)新規BMI24以上を対象とした集合教育を実施する。

(2)「**死の四重奏**」は個別教育、**予備軍は集合教育を実施する。**

(3)その他の要管理者へ、継続フォローを実施する。(含む所属長面談の実施)

2. メンタルヘルス教育を実施する。

(1)基幹職のストレス度の継続フォローを実施する。

(2)階層別の「**ストレス度調査**」を実施し、重点フォローを実施する。

以上

安全衛生年間活動計画書[15年度]

平成15年4月1日

参考様式D

〇〇造船株式会社

1. 安全衛生管理に関する基本方針…… 「安全第一」安全をすべてに優先し、明るい働きやすい職場を作る。
2. 達成目標(災害減少目標)…… 重大災害 ゼロ 全災害1件以下 職業性疾病発生 ゼロ
3. 本年度の重点実施項目…… 墜落災害の追放

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
月間重点実施項目の推進	クレーン・玉掛け災害の防止	挟まれ・巻き込まれ災害の防止	電気災害の防止	墜落転落災害の防止	中毒・酸欠災害の防止	職場環境の整備	衛生保護具の完全使用	爆発火災の防止	飛来・落下災害の防止	取り扱い運搬災害の防止	激突・踏抜き・転倒災害の防止	無資格者就業の禁止
安全衛生管理体制の整備・強化	基本方針の周知徹底	安全衛生管理組織の見直し	緊急時対応体制の整備	有害作業管理体制の見直し	朝礼の活性化	快適職場構築の推進	衛生管理の強化	災害再発防止対策の実施確認	安全衛生委員会の活性化	安全衛生教育体系の見直し	有資格者の充足度調査	次年度安全衛生管理計画策定
設備の点検・整備	詳細は設備の点検整備実施予定表による											
安全衛生関連会議	安全衛生委員会(毎月第3月曜日) 災害防止協議会(毎月最終月曜日)											
安全衛生パトロール	<----- 毎週月曜日に安全パトロールを実施(課長及び協力企業責任者) -----> 幹部パトロール											
作業方法・作業環境の改善・整備			夏季対策準備	<----- 夏季対策実施(含熱中症対策) ----->				冬季対策準備	<----- 冬季対策実施 ----->			
健康管理・作業環境管理の実施			特殊健康診断	作業環境測定			定期健康診断				作業環境測定	
安全衛生教育の実施	<----- 雇用時教育の実施 -----> ガス溶接技能講習 KYT講習 特定粉塵作業特別教育 職長教育 アーク溶接特別教育 研削と石特別教育 玉掛技能講習 フォークリフト技能講習 高所作業車技能講習 小型移動式クレーン技能講習 床上クレーン技能講習											
協力企業の安全衛生指導の実施			災害事例教育				保護具の着用指導			災害事例教育		資格取得指導
その他労働災害防止対	<----- KY活動・ヒヤリハット報告運動の実施 ----->											
各種運動月間行事			全国安全週間準備月間	全国安全週間		全国労働衛生週間準備期間	全国労働衛生週間		年末無災害運動期間	年始無災害運動期間		年度末無災害運動期間
点検色	赤	白	黄	赤	白	黄	赤	白	黄	赤	白	黄

平成15年度安全衛生管理計画表

〇〇造船株式会社

方針・目標	会社の基本方針							目標	1. 重大災害 ゼロ 2. 休業災害 2件以下 不休災害 3件以下				
項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
重大災害防止重点施策	墜落・転落災害の防止			爆発・火災・中毒災害の防止			クレーン・玉掛災害の防止			取扱・運搬・倒壊災害の防止			
健康障害防止重点施策	粉じん障害の防止			有機溶剤等の障害の防止			酸素欠乏症災害の防止			衛生活動の推進			
月別点検実施事項	1. 手摺の設置 2. 開口部の防護措置 3. 作業床の設置 4. 昇降設備の設置 5. 安全帯の使用			1. ガス測定の励行 2. 消火設備の総点検及び訓練 3. 火気使用時の周囲確認 4. 立入禁止・火気使用禁止の表示 5. 避難通路の確認			1. 点検、整備の徹底 2. 一本吊りの禁止 3. 正しい合図と人払い 4. 吊荷の落下防止 5. 吊具の選定と使用前点検			1. 小物、バラ物は箱に入れて運搬 2. 一輪車の有効利用 3. 安全通路の確保 4. 近道行動禁止の指導 5. 共同作業時の合図の徹底			
	1. 保護具の完全使用 2. 粉じん作業場所の清掃 3. 換気用ファンの点検整備 4. 定期健康診断受診手続き			1. ガス濃度測定の励行 2. 適切な保護具の完全使用 3. 換気用ファンの点検及び設置 4. 火気使用時の注意			1. 酸素測定の励行 2. 救命用具の点検及び訓練 3. 有資格者の養成			1. メガネ・マスク・耳栓(3M)の使用 2. 保護具の完全使用 3. 健康診断のフォローアップ 4. 健康診断結果報告書提出			
主要行事			全国安全週間 準備期間	安全週間 (7/1~7/7)		全国労働衛生 準備期間	労働衛生週間 (10/1~10/7)		年末年始無災害運動				
安全 保 守 点 検	玉掛用具の点検(点検色)	青	青	黄	黄	灰	灰	緑	緑	白	白	赤	赤
	クランプ、チェーンブロック定期点検			○				○				○	
	溶接機、電気工具保守点検	○			○			○			○		
	クレーン自主月例点検 (50T・30T・20T)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	ホイストクレーン自主月例点検 2.8T×5台 2T×2台	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
ガス酸素ホース保守点検		○		○		○		○		○		○	
災害防止協議会議(毎月第1労働日)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
安全教育及び技能資格取得	平成15年度 安全衛生教育実施計画表(** 労働基準局発行)に基き、その都度実施する。(ガス、玉掛、クレーン、アーク溶接等)												
安全衛生教育	1. 雇入れ時教育 2. 職長教育 3. 危険有害業務従事者教育 4. 法定特別教育												
定期健康診断及び特殊健診				定期健診							特殊健診		
職場体操・朝礼	毎朝全員参加で行う。												
研修会参加・その他	1. 各種研修会への積極的参加 2. 資格教育講習会への参加												

平成15年 1月 1日

株式会社〇〇造船

平成15年度安全衛生管理計画書**基本方針・スローガン・目標**

基本方針	「安全第一」安全をすべてに優先させる
スローガン	決めた事は、必ず守り守らせる
目標	労働災害0、職業性疾病新規発生0

I. 安全衛生活動

月	重点事項	実施事項
4	機械取扱い災害の防止	機械設備の点検 機械工具取扱基準の整備
5	行動災害の防止	安全教育の実施(不安全行動、近道行動の排除) ルールの厳守 相互注意運動の実施
6	感電災害の防止 全国安全週間準備期間	溶接機、キャブタイヤの点検 アース線の設置 電動工器具の点検
7	爆発火災災害の防止 全国安全週間(1～7日)	ガス、酸素ホースの点検 火気作業と塗装作業の混在回避 火気作業後周辺の再確認
8	クレーン・玉掛災害の防止	吊具、ワイヤーの点検 合図の徹底 人払いの徹底
9	飛来落下災害の防止 全国労働衛生週間準備期間	足場上の不用物の放置厳禁 開口部の蹴りこみ防止策の徹底
10	中毒災害の防止 全国労働衛生週間(1～7日)	狭隘区画内作業時の換気対策の徹底 防毒マスクの適正使用 作業主任者の指名
11	健康管理の徹底	定期健康診断実施 有所見者健康指導
12	4Sの徹底	不用物の廃棄と再使用品の保管管理 安全通路の確保 キャブタイヤ、ホース類の整理整頓
1	保護具の完全着用	保護具の正しい使用方法の教育 マスク、メガネ、耳栓の完全着用

2	墜落、転落災害の防止	安全帯の完全使用 垂直梯子昇降時の3点タッチ励行 作業床の手すりの設置
3	挟まれ巻きこまれ災害の防止	危険予知トレーニングの実施 高所作業車作業時の周囲確認 動く物への注意喚起

II. 安全衛生関連会議の開催予定

1. 安全衛生委員会: 毎月第2火曜日
2. 災害防止協議会議: 毎月最終火曜日

III. 安全衛生教育

1. 雇入れ時安全衛生教育
2. 職長教育
3. 危険有害業務従事者教育
4. 法定特別教育

IV. 法定設備点検実施予定

1. クレーン
 - 1) 月例自主点検: 毎月実施
 - 2) 年次点検: 30T (CR3) = 5月、10T (CR4) = 12月
 - 3) 性能検査: 50T (CR1) = 10月、20T (CR2) = 8月
2. 動力プレス自主検査: 100T=7月、50T=4月
3. フォークリフト
 - 1) 月例自主点検: 毎月実施
 - 2) 年次点検: (FL1) = 6月、(FL2) = 9月
4. 高所作業車
 - 1) 月例自主点検: 毎月実施
 - 2) 年次点検: 3月

V. 作業環境測定

実施予定月: 6月、12月
(粉じん、騒音、有機物、特化物)

VI. 健康診断実施予定

1. 定期健康診断: 11月
2. 特殊健康診断: 5月

以上

4. 日々の安全衛生活動サイクル

造船現場は、人、物及び作業環境が複雑に絡み合い、更には危険性や有害性のものが存在するなど状況は常に変化をしています。

このような中で安全衛生を確保する為には、これらの状況を確実に把握していただくとともに現場における危険性、有害性の排除を行う努力が必要であります。

本項は、造船業に働く皆さんの始業時から終業時までの1日を安全衛生管理に基づき時間を追って実行していただく事項を記述したもので、「基本編」は全ての事業場において日々実行する基本的内容を記述しています。

また、「充実編」は更なる安全衛生の向上に向けての活動内容を記述しています。

「基本編」

1. 朝礼



(1) ラジオ体操（ストレッチ）

- ① リーダーの選出と大きな声を出して体操を行う。
(身体の曲げ伸ばし、跳躍をしっかりとやる)

(2) 安全作業指示書等による作業指示



- ① 作業責任者（監督者）から一般事項（管理・監督者ミーティングでの連絡・指示事項）

の連絡後、安全作業指示書に基づき工事内容（作業手順、危険要因等）及び安全対策等について周知徹底を行う。

- ②各作業グループ別にグループリーダーがTBM（ツールボックスミーティング）及びKYM（危険予知ミーティング）で安全作業指示書記載内容（作業内容、安全管理ポイント）に基づき作業員全員に説明し、内容を徹底する。

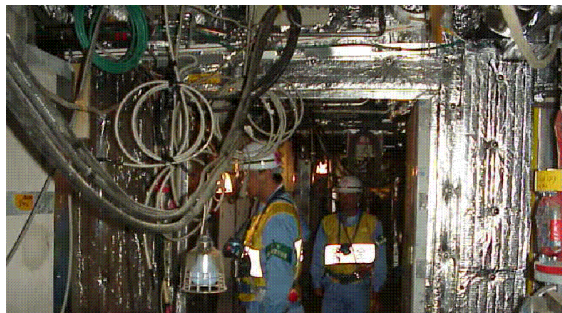


- ③管理者は、いずれかの作業班（グループ）に参加し、作業員の発言、声出し、指示事項について適切な指導・助言を行う。

2. 指差呼称による作業開始前の点検

- (1) 作業開始前の各種使用機工具の指差呼称点検を各作業員に行わせる。
（チェックシートが必要な物は予め当該機器に設置しておく。）

3. 現場パトロールによる指導・監督（午前）



- (1) 管理者、安全責任者、監督者、作業責任者は安全作業指示書による作業手順、人員配置、機械工具の点検、安全対策等が確実にこなされているか、又、予定外（非定常）作業が勝手に行われていないか等を定例パトロールで確認する。（別添1 安全衛生点検表）
なお、パトロール結果は記録に残す。
- (2) 作業全般を常に理解し、作業の進捗状況についても常に理解、把握するように努める。
- (3) パトロール時に不安全状態、不安全行動・行為者を発見したら即、是正、なぜ危ないか等の指導を行い再発防止に向けた取組みを実施する。

＊ 職場のパトロールにおいて、不安全状態・行動を関係法令に準拠して指導・教育を行うことができる「安全点検システム」（奥村機械エンジニアリング製作）を活用することで効率的・現実的な指導・教育を行うことができる。（詳細：別添2）

4. 昼礼（ストレッチ体操）

- (1) 準備体操（含むストレッチ）の実施
- (2) 作業班（グループ）毎に分かれ朝礼での指示事項の変更、午後からの作業の変更や連絡事項の確認を行う。
- (3) 午後からの作業に変更がある場合は、安全作業指示書の変更を行うとともに改めてKY実施で作業手順、人員配置の確認、機工具の準備、点検を実施してから作業にかかる。

5. 現場パトロールによる指導・監督（午後）

- (1) 実施要領、内容は午前中と同一。
- (2) 特に作業、工事に変更が発生した個所を重点にパトロールを行う。
- (3) 当日予定作業の進捗を確認する。

6. 翌日の安全作業指示打合せ（連絡調整会議）



- (1) 開催時間、場所を決め定例開催とする。
 - (2) 作業責任者（含む協力会社）から当日の実績及び翌日の作業内容、安全対策について作成した作業指示書に基づき全員に説明、確認を行う。
 - ① 作業手順
 - ② 危険要因、点検基準の安全対策
 - ③ 危険回避の為の安全最重要ポイント
 - ④ 危険作業に対する安全対策内容
- 等について質疑応答を行い、全員の確認を行う。

7. 持ち場の後片付け

- (1) 作業班（グループ）毎に作業場周辺の整理・整頓・清掃を行う。
- (2) 作業責任者は、作業場周辺の3Sを確認し監督者へ報告する。

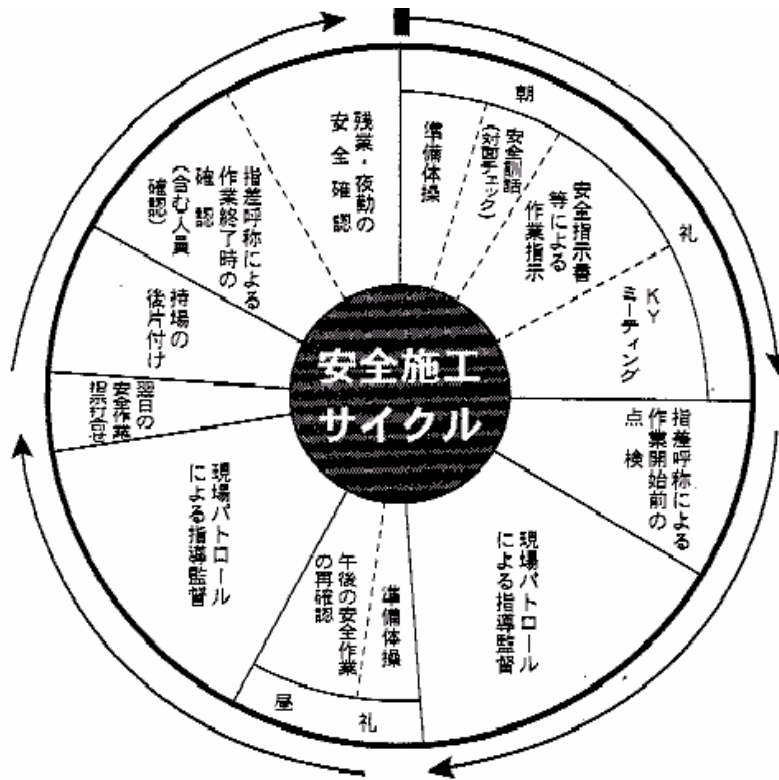
8. 作業終了確認パトロールの実施

- (1) 監督者は、終了時における定時、残業時の人員確認を必ず行う。
- (2) 現場作業終了30分～1時間後を目途に監督者、協力会社作業責任者にて不安全設備の設置、仮置き資材、養生、残り火、整理整頓、ガス、電気、水等の動力源OFF

の実施状況をパトロールする。

以上

「安全衛生活動サイクル」



安全衛生点検表

平成年月 別添 1

大項目	小項目	ポイント	点検対象 にシ点	評価		特記事項	
				良好	要改善		
機械一般	緊急停止措置	* 事故発生の際、速やかに停止できる装置があるか					
	手袋の使用禁止	* ボール盤、面取盤等の回転刃物の作業中に手袋を使用していないか * 手袋を使用してはいけない機械は予め明示してあるか					
工作機械	研削といし	* 直径50mm以上のものに覆いは設けてあるか * 特定粉塵発生源たる卓上グラインダーには局所排気装置を設けているか					
通路階段等	安全通路	* 作業場に通ずる場所及び作業場内に安全通路が設けてあるか、又これが有効に保持されているか * 通路を妨げている場合の「通路使用許可」表示の有無					
	機械間の通路	* 機械間や、機械と設備との間にある通路の幅が80cm以上になっているか					
	架設通路	* 架設通路は30度以内になっているか、又15度より急なものには踏さんその他の滑り止めが設けてあるか * 高さ75cm以上の丈夫な手摺りがついているか					
足場	荷重表示	* 作業床の最大積載荷重を作業者に周知させる措置がとれているか					
	足場	* 作業床の幅は40cm以上になっているか * 床材間のすき間が3cm以下となっているか * 高さ75cm以上の丈夫な手摺りがついているか * 2以上の支持物に取付けてあるか * 端末手摺りがついているか					
	組立作業中	* 危険区域内に無関係の者を立ち入らせないための表示があるか * 作業者が安全帯を使用しているか					
ゴンドラ	脚立等の使用禁止	* ゴンドラの作業床の上で脚立・梯子等を使用して作業をしていないか					
墜落防止	作業床の設置等	* 高さ2m以上の作業床の端、開口部等に囲い、手摺り、覆い等が設けてあるか * 高さ2m以上の個所で作業を行う場合、安全帯を取付けるための設備があるか					
	昇降設備	* 高さ又は深さが1.5mを超える個所で作業をするための安全な昇降設備が設けてあるか					
	脚立	* 脚と水平面の角度が75度以下となっているか * 折りたたみ式の脚立では角度を保つための金具がついているか					
崩・倒壊・落下 災害防止	物体の投下	* 3m以上の高所から物体を投下する必要があるときは適当な投下設備を設けるか又は監視人を置いて行っているか					
	立入禁止等	* 物体の落下、飛来の危険がある場所に防網の設備、立入区域の設定その他危害防止の措置がしてあるか					
クレーン玉掛 災害防止	運転合図	* クレーンを用いて作業を行う場合、合図は指名された者が行っているか * 合図は一定しているか					
	不適格なワイヤーロープ	* ひとよりの間に素線の数の10%以上の素線が切れていないか * 直径の減少が公称径の7%を超えていないか * キンクがないか * 著しい形くずれや、腐食がないか					
		不適格なフック・シャクル	* 変形したり、亀裂のあるものを使っていないか				

電気災害防止	アーク溶接ホルダー	* 規格に合ったものを使っているか * 破損したものを使っていないか				
	機器補修	* 開閉器に作業中施錠、通電禁止の表示、監視人を置く等の措置がしてあるか				
爆発・火災 災害防止	消火設備	* 火災の恐れのある場所の適当な個所に消火設備があるか (消火栓、消火器の所在場所の表示の有無)				
有機溶剤 中毒防止	掲示	* 有機溶剤業務に従事している作業場所に ①人体に及ぼす作用 ②取扱上の注意 ③中毒発生の際の応急処置等を記載した掲示が見易いところに出ているか				
	区分表示	* 有機溶剤等の区分が見易いところに表示してあるか 第一種＝赤 第二種＝黄 第三種＝青				
	保護具	* 作業中には、業務に応じたホースマスク又は有機ガス用防毒マスクを使用させているか				
フォークリフト	警報装置等	* 左右に一個づつ方向指示器を備えているか * 警報装置を備えているか * 前照灯及び後照灯を備えているか				
	ヘッドガード	* 堅固なヘッドガードを備えているか				
	荷重表示	* 運転者が見易い位置に最大荷重を表示した銘板が付いているか				
	停車時の処置	* 運転者が車から離れるときは、フォークを地面につけ、原動機をとめ制動装置をかけているか				
	保健施設管理	洗面・うがい ・洗浄施設	* 身体・被服の汚染のおそれのある作業場外に休憩設備が設けられているか * 施設には必要品が備付けられ、清潔に保たれているか			
	便所	* 便所は法定条件を備えているか * 管理はよいか				
	救急用具	* 一定の場所に備付けられているか * 清潔保持、用具の充填等管理はよいか				
採光及び照明	照度	* 作業者を常時就業させる場所の作業面の照度が、以下に掲げる基準に適合しているか 精密な作業＝300ルクス 普通の作業＝150ルクス 粗な作業＝70ルクス				
ガス等の 発散抑制	全体換気	* 全体換気装置が適切である場合、これが設けられているか * 設備は有効で目的を達しているか				
総 評	良かったところ					
	改善すべきところ					

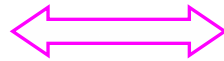
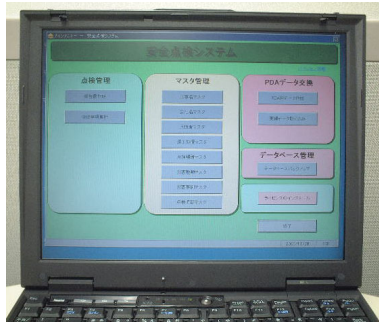
全国造船安全衛生対策推進本部

安全点検のお手伝いをします。

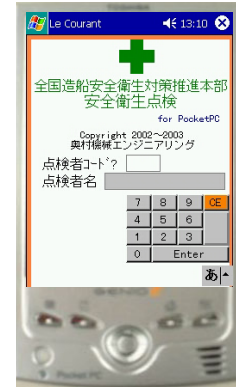


安全点検システム

安全点検の「ノウハウ」をデータベース化し、誰でも簡単に貴重な「ノウハウ」を現場で活用できるようになりました！



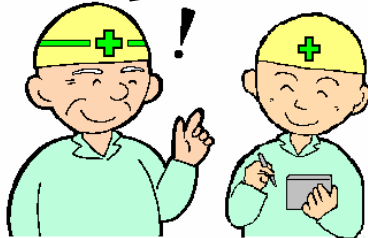
「チェックリスト」や「災害事例」などのデータをパソコンから携帯端末（PDA）に登録し、現場で活用します。



※背面にカメラが内蔵されています

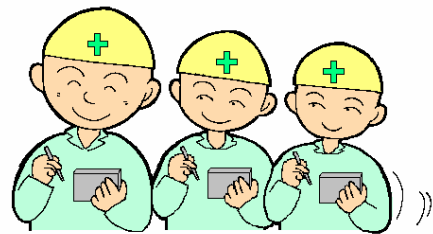
POINT 1 『ノウハウ』の継承

- 危険の芽を察知できるベテランの『ノウハウ』の継承に役立ちます。
- 「後継者育成」ツールとしてとして活用できます。



POINT 2 『ノウハウ』の共有

- 経験知や暗黙知に頼らない安全点検を実現します。
- 「協力会社の方々」にも様々な取決め事項がすぐに周知できます。



POINT 3

報告書作成と指摘事項集計

- 現場で登録した点検記録を事務所に戻ってすぐに写真付きの報告書として作成することができます。
- 指摘事項の集計機能によりチェックリストの見直し、事業所の評価などを行うことができます。
- 見直したチェックリストを携帯端末に登録すれば、安全点検レベルの向上につながります。

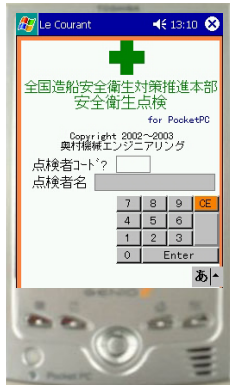
点検項目		点検結果	指摘事項	写真	備考
作業の種別	0006	点検場所	船体内部		
作業の種類	大規模工事	作業の種類	船体内部		
点検事項	互換性作業	点検事項	船体内部		
危険事項	高圧電線の電圧確認がされているか（高圧降下作業などではないか）	危険事項	船体内部		
法令	×	危険事項	船体内部		
最終位置	予て規定	危険事項	船体内部		
作業の種別	0007	点検場所	船体内部		
作業の種類	設備工事	作業の種類	船体内部		
点検事項	設備工事	点検事項	船体内部		
危険事項	高圧電線の電圧確認がされているか（高圧降下作業などではないか）	危険事項	船体内部		
法令	○	危険事項	船体内部		
最終位置		危険事項	船体内部		
作業の種別	0008	点検場所	船体内部		
作業の種類	船体内部	作業の種類	船体内部		
点検事項	ローリングタワー	点検事項	船体内部		
危険事項	作業中	危険事項	船体内部		
法令	×	危険事項	船体内部		
最終位置	船体内部	危険事項	船体内部		

帳票サンプル

チェック項目検索と点検写真

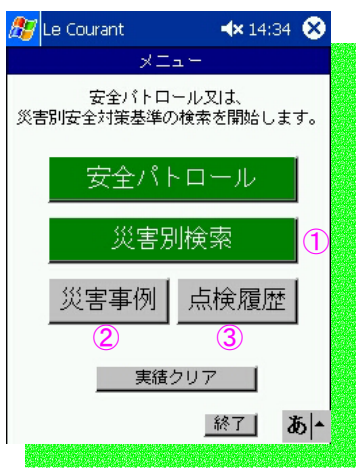
- ① 点検項目を検索
- ② 指摘事項を選択
- ③ 「点検場所」「是正処置」を選択
(手書き文字入力も可能です)
- ④ 写真撮影をして「登録」

以上の簡単操作です
※携帯端末上で手書きのメモがとれます。



写真撮影はいつでも可能

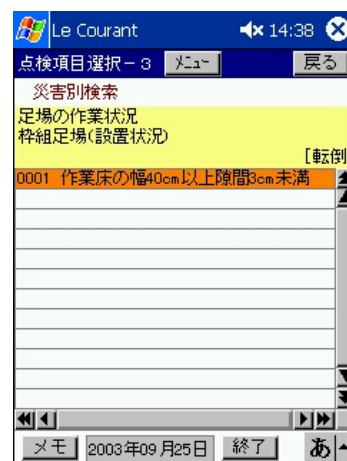
その他の機能



① 災害別検索

点検項目を災害の種類別に検索することができます。

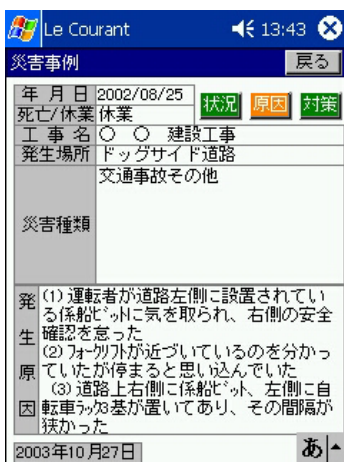
計画書作成時、辞書代わりに便利です。



② 災害事例

災害事例を作業の種類・場所・災害の種類ごとに検索することができます。

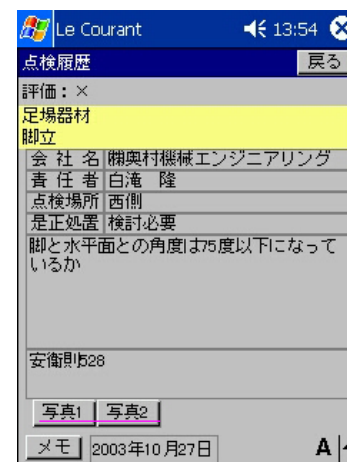
教育用ツール (KY) としての活用に便利です。



③ 点検履歴

入力した点検記録をその場で確認することができます。

是正指導の際に写真やチェック項目を見せながら説明するのに便利です。



対応OS : Windows Me, 2000, XP / CPU : 400MHz 以上推奨 / メモリー : 128MB 以上推奨 / ハードディスク : 400MB 以上の空き容量推奨 / モニター : XGA(1024×768) 以上推奨 / ディスク装置 : CD-ROMドライブ / 携帯端末機 : [東芝 GENIO e550C],[シャープ ZAURUS SL-750,760・デジタルカメラカード CE-A06・SDメモリーカードライター・SDメモリーカード(32MB以上)] / 必須ソフトウェア : 文書 Acrobat Reader 4.0 以上

※製品改良のため、仕様の一部を予告なく変更することがあります。

 株式会社 奥村機械エンジニアリング

〒103-0014 okumura-ke@mc.newweb.ne.jp

東京都中央区日本橋蛸殻町2-15-12

TEL:03-3667-6164 FAX:03-3667-6162

「 充 実 編 」

〈始業前の管理者・監督者（作業責任者）ミーティング〉

- (1) 責任者（管理者）の司会によって、各担当から作業の主要内容と安全対策ポイントの発表をするとともに担当する作業と他作業との連絡調整を行う。
- (2) 責任者は、作業及び安全対策の確認、注意、その他の連絡事項についてコメントを含めて行い、その後、総評をもってミーティングを終了する。



1. 朝礼



(1) ラジオ体操（ストレッチ）

① リーダーの選出と大きな声を出して体操を行う。

（身体の曲げ伸ばし、跳躍をしっかりとやる）

② 縦隊に並ばせ体操終了後に肩たたき、肩揉み等を取り入れる工夫を行う。

(2) 1 分間安全訓話

① 責任者が全員の前に立ち、災害事例、身近な出来事等を引用し、作業や安全に関する内容で作業者に分かりやすく、簡潔明瞭に行う。

（長話は禁物。全体をだらけさせない工夫を…）

(3) 健康・服装対面チェック



①ラジオ体操の隊形から、作業者同士を対面させ相互の健康・服装、保護具等の装着状況を指差呼称でチェックさせる。

(4) 安全作業指示書等による作業指示



①作業責任者（監督者）から一般事項（管理・監督者ミーティングでの連絡・指示事項）の連絡後、安全作業指示書に基づき工事内容（作業手順、危険要因等）及び安全対策等について周知徹底を行う。

②指示後、作業者の認識、理解度の確認を行う。（問いかけ等）

③各作業グループ別にグループリーダーがTBM（ツールボックスミーティング）及びKYM（危険予知ミーティング）で安全作業指示書記載内容（作業内容、安全管理ポイント）に基づき作業者全員に説明し、内容を徹底する。



④管理者は、いずれかの作業班（グループ）に参加し、作業者の発言、声出し、指示事項について適切な指導・助言を行う。

⑤リーダーを決め、リーダーの指示で「安全帯ヨシ！」等の掛け合いコールを実施する。

⑥朝礼場周辺、現場入り口付近等に安全帯取付け、平均台等、簡単な演練ができる演練設備を設け、ミーティング終了後に演練を行い現場に行かせる。

その際、指差呼称にて確認をさせる。（同時に指差呼称演練も実施する。）

2. 指差呼称による作業開始前の点検

(1) 作業開始前の各種使用機工具の指差呼称点検を各作業者に行わせる。

（チェックシートが必要な物は予め当該機器に設置しておく。）

(2) 各種パトロールの機会を捉え、点検シールの貼付状況、チェックシートによる使用前、月例・定期点検等の確認を行う。

3. 現場パトロールによる指導・監督（午前）



- (1) 管理者、安全責任者、監督者、作業責任者は安全作業指示書による作業手順、人員配置、機械工具の点検、安全対策等が確実にこなわれているか、又、予定外（非定常）作業が勝手にこなされていないか等を定例パトロールで確認する。（別添1 安全衛生点検表）
なお、パトロール結果は記録に残す。
- (2) 作業全般を常に理解し、作業の進捗状況についても常に理解、把握するように努める。
- (3) パトロール時は、指摘のみでなく「ご安全に！」の安全声掛けも併せて実施し、明るく元気で活発な職場づくりを目指す。
- (4) パトロール時に不安全状態、不安全行動・行為者を発見したら即、是正、なぜ危ないか等の指導を行い再発防止に向けた取組みを実施する。
- (5) パトロールメンバーは、事業主、管理者、監督者、安全責任者をはじめ、時には一般作業員を含めた各階層別パトロール等を実施し、各層のレベルアップを図ること。
また、デジタルカメラ等の使用で視聴覚に訴える活動や教育・教材への活用で安全意識レベルアップを図ること。（別添2 安全点検システム：奥村機械E）

4. 昼礼（ストレッチ体操）

- (1) 準備体操（含むストレッチ）の実施
- (2) 作業班（グループ）毎に分かれ朝礼での指示事項の変更、午後からの作業の変更や連絡事項の確認を行う。
- (3) 午後からの作業に変更がある場合は、安全作業指示書の変更を行うとともに改めてKY実施で作業手順、人員配置の確認、機工具の準備、点検を実施してから作業にかかる。

5. 現場パトロールによる指導・監督（午後）

- (1) 実施要領、内容は午前中と同一。
- (2) 特に作業、工事に変更が発生した箇所を重点にパトロールを行う。
- (3) 当日予定作業の進捗を確認する。
- (4) 各階層のメンバー入れ替え等により、パトロール内容のマンネリ化防止に努める。

6. 翌日の安全作業指示打合せ（連絡調整会議）



- (1) 開催時間、場所を決め定例開催とする。
- (2) 出席者は、管理者、監督者、協力会社作業責任者、安全担当者とする。
- (3) 作業責任者（含む協力会社）から当日の実績及び翌日の作業内容、安全対策について作成した作業指示書に基づき全員に説明、確認を行う。

- ①作業手順
- ②危険要因、点検基準の安全対策
- ③危険回避の為の安全最重要ポイント
- ④危険作業に対する安全対策内容

等について質疑応答を行い、全員の確認を行う。

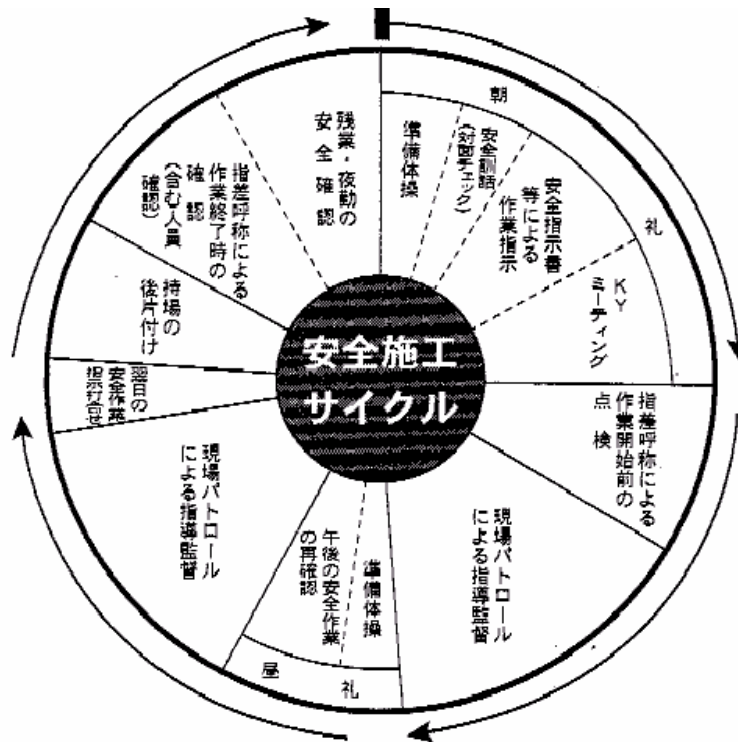
7. 持ち場の後片付け

- (1)作業班（グループ）毎に作業場周辺の整理・整頓・清掃を行う。
- (2)作業責任者は、作業場周辺の3Sを確認し監督者へ報告する。

8. 作業終了確認パトロールの実施

- (1)監督者は、終了時における定時、残業時の人員確認を必ず行う。
- (2)現場作業終了30分～1時間後を目途に監督者、協力会社作業責任者にて不安全設備の設置、仮置き資材、養生、残り火、整理整頓、ガス、電気、水等の動力源OFFの実施状況をパトロールする。
- (3)事務所退所時は、照明、水、ガス、施錠等を確認し退所する。

「安全衛生活動サイクル」



5. 災害発生時の対応

災害を発生させないことが安全管理の目的であり、そのため安全管理者は日頃から災害の芽となる作業現場の危険ゼロをめざして努力している。

しかし万一災害が発生したら、被害を最小限に抑え、二次災害を防ぐよう努めなくてはならない。そして最終的に災害発生時の適切な対応が、災害に対する企業の責任及び費用の損失を最小限に抑えることになる。

ここでは、特に重大災害発生時の対応マニュアルの一例を示す。

- ・ 重大災害時の対応マニュアル
 - ・ 資料 1 重大災害時の緊急連絡体制
 - ・ 資料 2 現場検証と対応要領
 - ・ 資料 3 事情聴取のポイント
事情聴取の対応

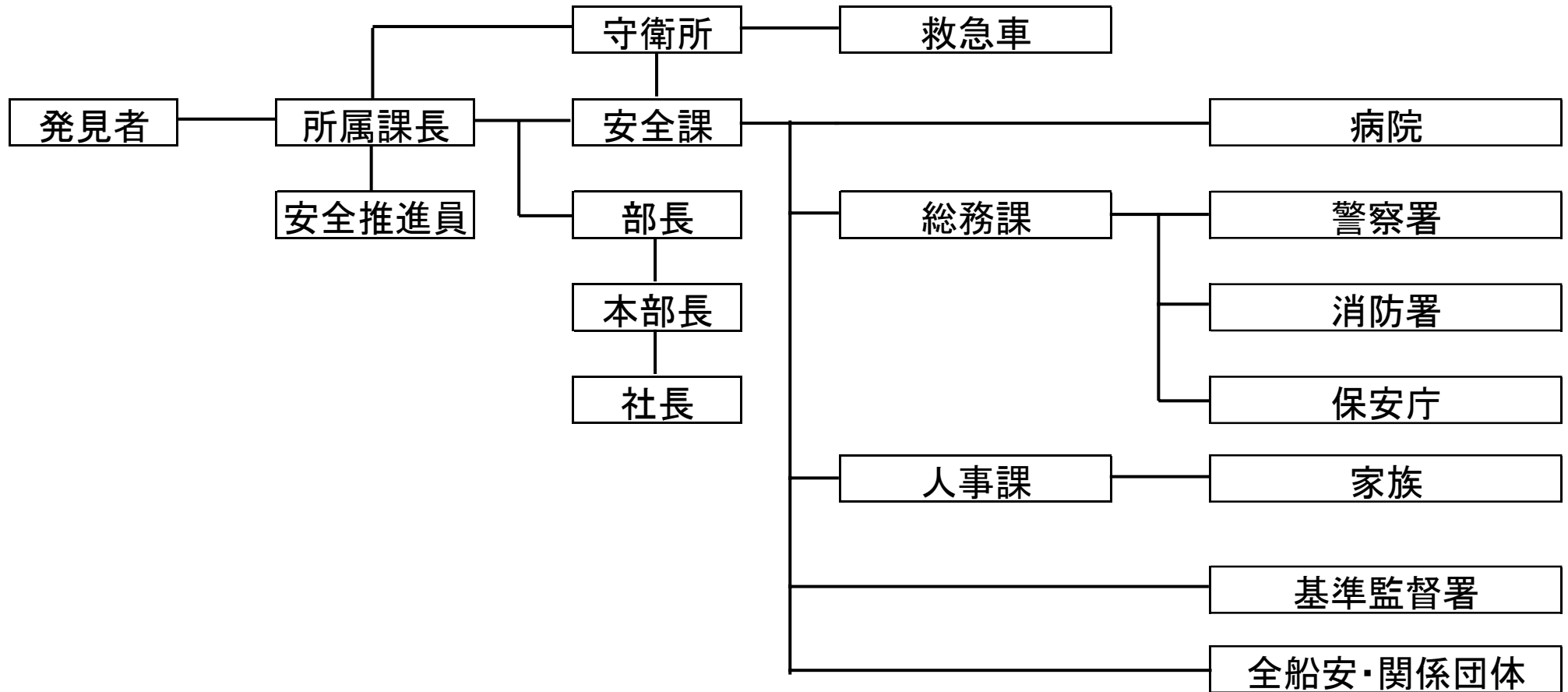
項目	何を	何時	誰が(担当部署)		備考		
			主	補助			
【I】 初 期 対 応	1. 発見者の措置	1. 災害現場の動力源の非常停止、バルブ閉め等の実施する。	直ちに	発見者	周辺作業員	※必ず上司に連絡のこと。	
		2. 応援要請を行う。(大声で周辺作業員に)	直ちに	発見者	周辺作業員		
		3. 瞬時に事実の確認を行う。	直ちに	発見者	周辺作業員		
	2. 初期連絡	・「発見者」の要請により災害現場に集合した時点で上位職者が司令塔になり指示する。					
		1. 被災者の上司に事実を正確に報告する。	直ちに	発見者			緊急連絡体制(資料1)
	同 時 〔 ・保健師・看護師(応急処置要員) ・安全課(総合調整要員) ・上司(課長一部長一本部長一社長) ・守衛(救急車誘導要員) (公設救急車の出動要請)	2. 報告を受けた上司(班長・職場長)は緊急連絡をする。	直ちに	発生課	安全課		
				発生課			
				発生課			
				発生課	安全課		
	3. 被災者救出	1. 2次災害(酸欠・感電等)防止する。	直ちに	発生課		・現場に詳しい人がリーダーとなる。	
		2. 発生状況や被災状況が把握できる程度の写真撮影をする。	直ちに	発生課		・安全推進員がカメラ準備	
		3. 被災者の救出活動以外は現場はそのまま保存する。	直ちに	発生課	安全課	・安全推進員及び安全課が作業指示 ・縄張り、立入禁止措置	
	4. 救急処置	1. 傷害部位・程度・意識の有無・出血状況脈拍等確認し、被災者の状況をメモを取る。	直ちに	発生課	安全課	・課長及び職場長(スタッフが補助) ・安全課スタッフが応援	
		2. 医療関係者の指示に従い、止血・人工呼吸・心臓マッサージ・保温等応急措置を行う。	直ちに	安全課	発生課	・課長が指示。安全スタッフが補助	
	5. 病院搬送	1. 警備と連絡を取り、迅速な救急車の誘導。	直ちに	発生課	総務課	・課長及び職場長が現場指示	
		2. 病院までの付き添い。	直ちに	発生課	安全課	・職場長及び課長補佐。安全課スタッフも補助	
		3. 病院からの報告。(到着時に必ず一報を入れる)	直ちに	発生課	安全課		
	6. 対策本部設置	1. 基本的事実に関する情報の共有化。	当日	本部長	安全課		
2. 役割分担の確認。		当日	本部長	安全課	・必ず専任の記録担当者を任命する。		
3. 連絡責任者や対策本部の場所、連絡方法を定める。		当日	本部長	安全課			

項目	何を	何時	誰が(担当部署)		備考	
			主	補助		
【Ⅱ】 被災者等 対応	1. 家族への連絡	1. 連絡の要否を決定し、被災者の家族へ第一報をいれる。	直ちに	発生課	人事課	・必要により人事課の個人情報を確認する。
		2. 家族の病院への送迎等考慮し、家族との連絡調整する。	当日	発生課	人事課	
		3. 家族の病院への交通、宿泊の手配及び案内。	当日	人事課	発生課	
	2. 病院での諸手当 (病院派遣&情報収集)	1. 付き添い者は、主治医に被災時の状況等簡単に説明する。	当日	発生課	安全課	・安全スタッフ、及び保健師が病院へ
		2. 入院が必要になった場合は、アドバイスを得ながら入院に必要な準備をする。	当日	発生課	安全課	
		3. 担当医の処置が終わった後、病名、入院期間、休業見込み、療養の諸注意点を詳しく聴取し上司および関係先へ連絡する。	当日	発生課	安全課	
		4. 見舞いに訪れ、会社・職場の情報を提供する。	当日～	発生課		
		5. 本人の症状等収集し上司に報告する。	当日～	発生課		・病院からの報告は、報告時間、様態・状況等メモを取る
	3. 労災補償手続き	1. 申請書類の作成・提出等をする。	当日～3日前後	発生課	安全課	・安全課より指導、提出
		2. 家族への説明	当日～3日前後	人事課	安全課	
	4. 死亡災害への対応	1. 弔慰訪問。	当日～3日前後	社長	製造所長	・会社幹部(本部長、人事部長)も同行
		2. 通夜・葬儀。	当日～3日前後	人事課	総務課	・会社幹部等の参列調整
		3. 回忌御参り。	当日～	人事課	製造本部	
4. 補償関係。(民事訴訟への対応)			人事課	安全課		
5. 退職手続き			人事課			
【Ⅲ】 官庁 対応	1. 官庁連絡・現場保存	1. 労働基準監督署へ第一報を入れ、現場検証等の有無を確認する。	直ちに	安全課	発生課	
		2. 警察署に第一報を入れ現場検証有無を確認する。	直ちに	総務課	発生課	・海上保安署(海上で発生の場合)、運輸局、消防署へ報告
		3. 現場検証の前に設備を稼働させないで現場を保存する。	直ちに	発生課	安全課	
	2. 現場検証事前準備	1. 事故発生後の対応を時間を追って記録し整理しておく。	当日	発生課	安全課	・関係者への待機指示
		2. 保存対象区域以外の周辺について、整理整頓を実施する。	当日	発生課	関係各課	
		3. 事実関係や、書類等整理しておく。	当日	発生課	安全課	
	3. 現場検証	1. 警察署による現場検証	当日	発生課	総務課	・資料 2
		2. 労働基準監督署による現場検証	当日	発生課	安全課	・資料 3
	4. 事情聴取事前準備	1. 労働基準監督署提出資料と整合性を確認する。	当日～1ヶ月前後	発生課	安全課	
		2. ストーリー(被災に合った幹の部分)を共有しておく。	当日～1ヶ月前後	発生課	安全課	
		3. 法規制項目の内容を確認しポイントを整理する。	当日～1ヶ月前後	発生課	安全課 人事課	
	5. 事情聴取の対応	1. 事情聴取の内容、ポイント等に留意する。	当日～1ヶ月前後	発生課	安全課	
	6. 報告・届出	1. 労働基準監督署への報告。		安全課	発生課	・安衛法100条
7. 是正勧告等	1. 所定の期限迄に改善等を報告する。		安全課	発生課		

項目	何を	何時	誰が(担当部署)		備考		
			主	補助			
【Ⅲ】 官庁 対応	8. フォロー	1. 区切り毎に労働基準監督署・警察署を訪問しその後の対応を説明する。		安全課 総務課	発生課		
		2. 労働局関係へのお詫びと状況説明を行なう。		安全課	人事課		
		3. 送検後の対応		人事課			
【Ⅳ】 そ の 他 対 応	1. 災害報告書(速報)	1. ポイントを簡潔にまとめ、敏速に。	当日～3日前後	発生課	安全課	・関係先に連絡する。	
	2. 災害報告書(完報)	1. 原因、対策を分析し、まとめる。		発生課	安全課	・事故・災害等報告手順に従う	
	3. 再発防止・類災防止対応	1. 災害調査			発生課	安全課	・災害については対策会議を開催する。
		2. 原因の探求			発生課	安全課	
		3. 対策の樹立			発生課	安全課	
		4. 実施計画策定と対策の実施			発生課	安全課	
		5. 対策結果の評価・フォロー			発生課	安全課	
	4. マスコミ対応	1. 事実をまとめておく	当日		総務課		・マスコミ対応は窓口を決めて対応する。
2. 事実添って説明する		当日～3日前後		総務課		・不明な点は確認した後に説明する	

【Ⅴ】 自 然 災 害	1. 被害の確認	1. 避難解除が確認されれば直ちに各現場の被害状況を確認する	直ちに	発生課	安全課、総務課	・確認は安全管理者及び指示された担当者のみで行う	
		2. 倒壊・落下等の危険がある場合は、立入り禁止表示を行う。		発生課			
	2. 被害の報告	1. 被害状況を上司に報告する。(班長→職場長→課長)	直ちに	発生課			
		2. 被害状況をまとめ、現場での作業開始を許可(本部長)		製造本部	安全課、総務課	・被害の状況により安全課、総務課と協議	
	3. 被害の状況により応急処置を総務部に依頼		安全課	人事課			
	4. 被害状況(補修費用見積)を管理部連絡(保険手配)		人事課				

重大災害発生時の緊急連絡体制



現場検証と対応要領

1. 現場検証での共通留意事項

- (1) 監督官庁係官の指示に従う。
- (2) 係官の質問には、私見や憶測を避け、事実のみを忠実に回答して係官の理解を促進し、専門用語は出来るだけ避ける。
- (3) 対応内容は記録する（日時・調査係官役職氏名・調査概要・主要質問事項等）。また提出書類はコピーとし原本は保存しておく。

2. 警察署による現場検証

- (1) 警察署による現場検証は、「業務上過失致傷致死罪等刑法上の刑事責任の有無確認」が主な目的となる。
- (2) 立入に際しては、「119番通報」と同時出動するケースが多く、受け入れ対応が未だできていない事も予想されるが、慌てずに担当者が現場へ案内しその場にいるリーダー格に対応を委ねる。
- (3) 対応内容は、可能な限り記録に残すように努める。

3. 労働基準監督署による現場検証

- (1) 労働基準監督署による現場検証は、「労働安全衛生法違反の有無確認」が主目的であり、立入りに際しては担当者が現場案内等を含め中心的に対応を図る。
- (2) 現場検証は発生場所での確認に引き続き、現場事務所にて「机上調査」が実施され関係書類等の提出が求められる。
- (3) 労働安全衛生法違反の刑事責任は、「労働安全衛生関係法令」項（**労働安全衛生法違反の刑事責任**）を参照。
- (4) 労働安全衛生法違反の行政責任は、「労働安全衛生関係法令」項（**労働安全衛生法の行政責任**）を参照。

事情聴取のポイント

- 第一発見者への事情聴取
 - ・ 設備と作業内容
 - ・ 被災者への作業指導方法
 - ・ 危険箇所や作業上の注意点
 - ・ 法定資格の要否と取得状況
- 同僚への事情聴取
 - ・ 班の構成および仕事の内容
 - ・ 監督者から担業務で注意されている点
 - ・ 非常停止装置
 - ・ 安全訓練や技能訓練の実施状況
- 上司（職長・スタッフ・課長）
 - ・ 経歴確認および職制図の確認
 - ・ 安全衛生管理体系
 - ・ 安全点検や安全教育の実施状況
 - ・ 被災箇所の危険認知や事故原因

事情聴取の対応

- 質問に対しては、推定や反省事項を盛り込まず、事実のみに限定して回答する。
(質問には簡潔に回答し、質問以外の余分な事を言わない)
- 質問は一般的事項から次第に核心へ迫ってくるので、誘導尋問に注意する。
- 自信のある事以外「分からない」「後日確認して連絡する」のいずれかで対応し、推定と事実を混同し回答しない。

6. 労災保険の申告と給付

ここでは労災保険の概要、新規申告及び年度更新、また、期中に保険料の増減が発生する場合、事業を廃止する場合の処理方法について示す。

また、実際に労働災害が発生した場合に必要な労災保険給付の手続等について示す。

1. 労災保険制度とは

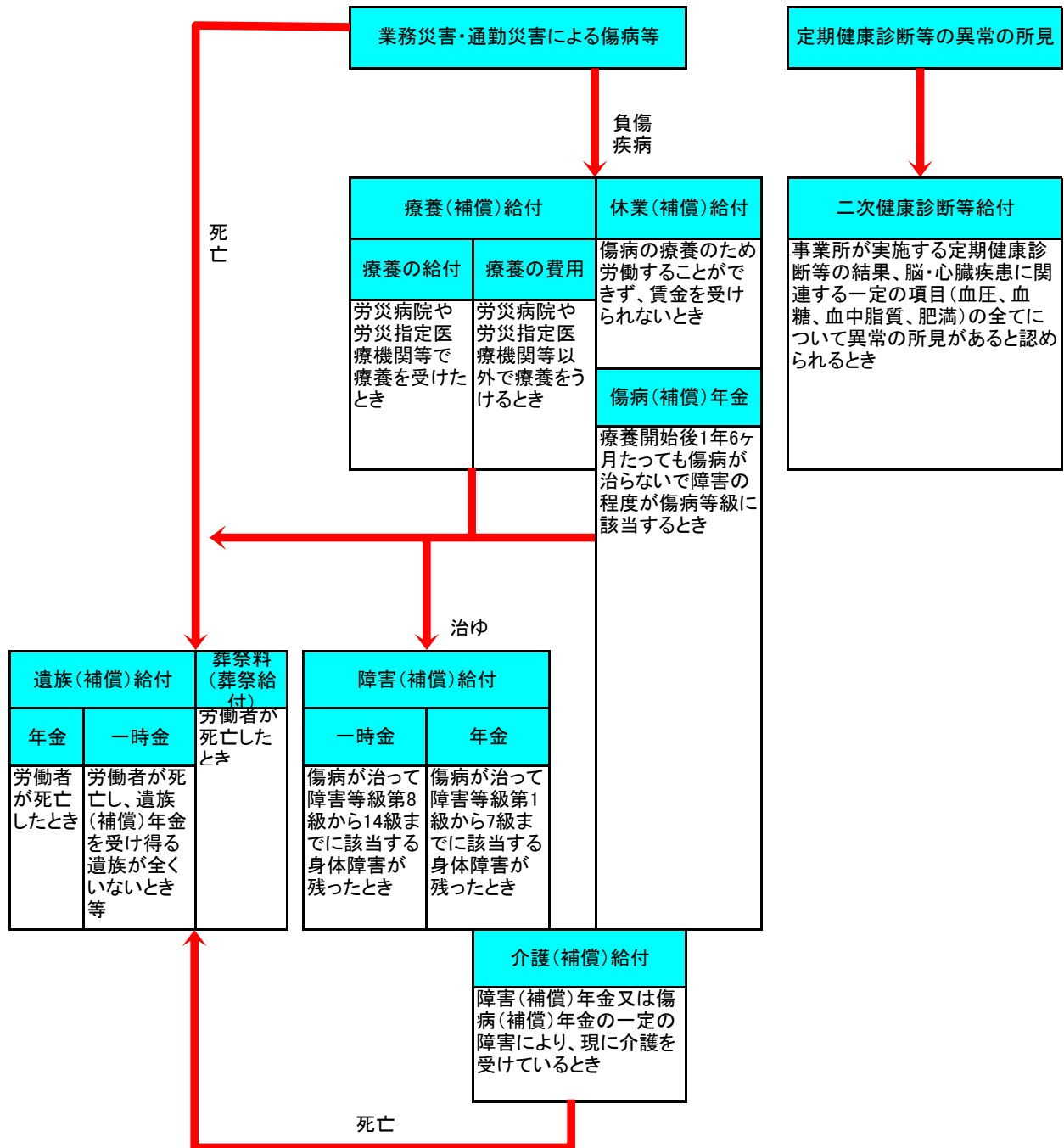
2. 労災保険の申告

- ・ 労災保険・新規申告／年度更新の場合
- ・ 労災保険賃金総額見込額の増加及び事業の廃止の場合

3. 労働災害発生時の労災保険給付

1. 労災保険制度とは

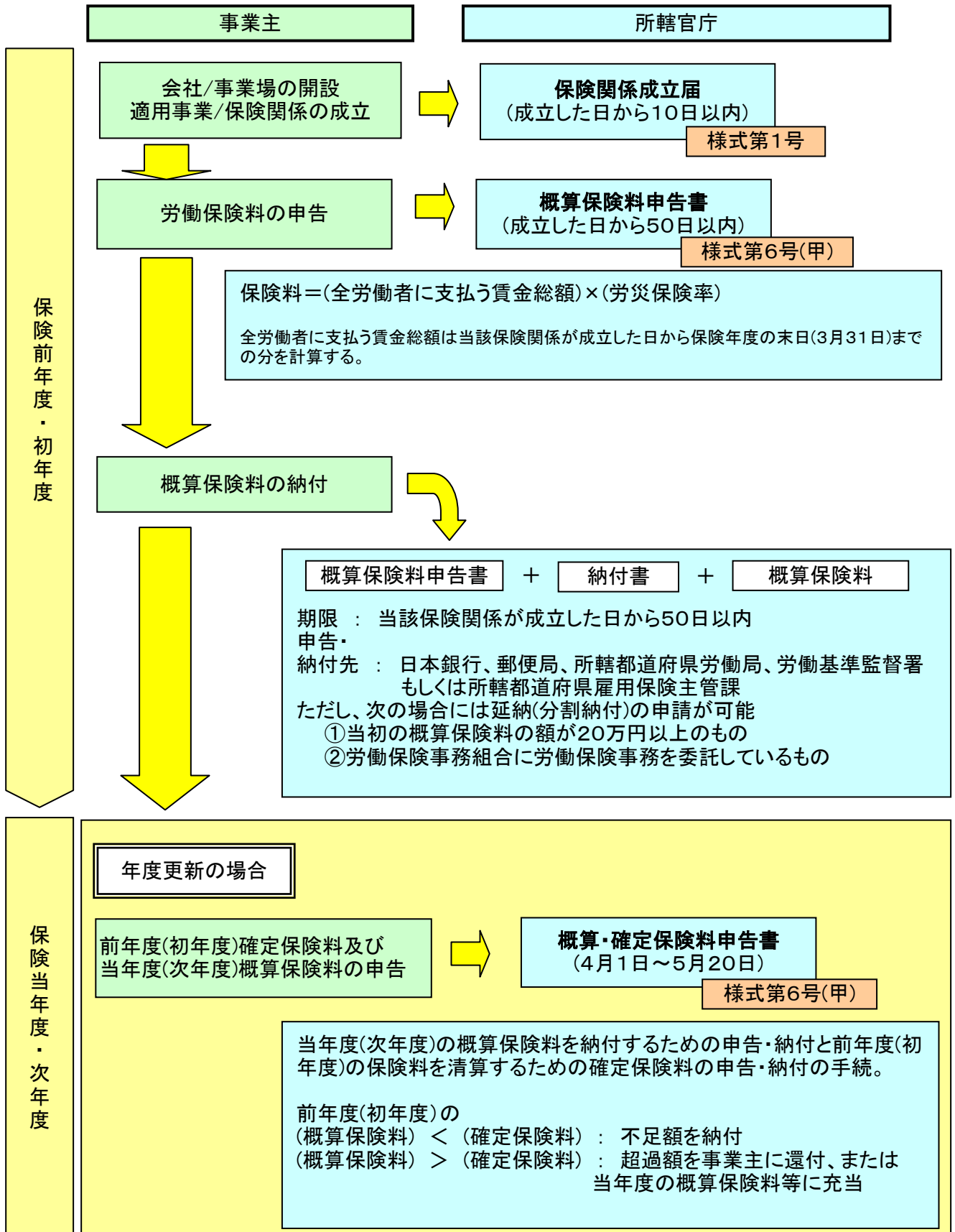
労災保険制度は、業務上の事由又は通勤による労働者の負傷、疾病、障害又は死亡等に対し必要な保険給付を行いあわせて、被災労働者の社会復帰の促進、被災労働者とその遺族の援護、労働災害の防止等を目的とする労働福祉事業を行う総合的な保険制度である。



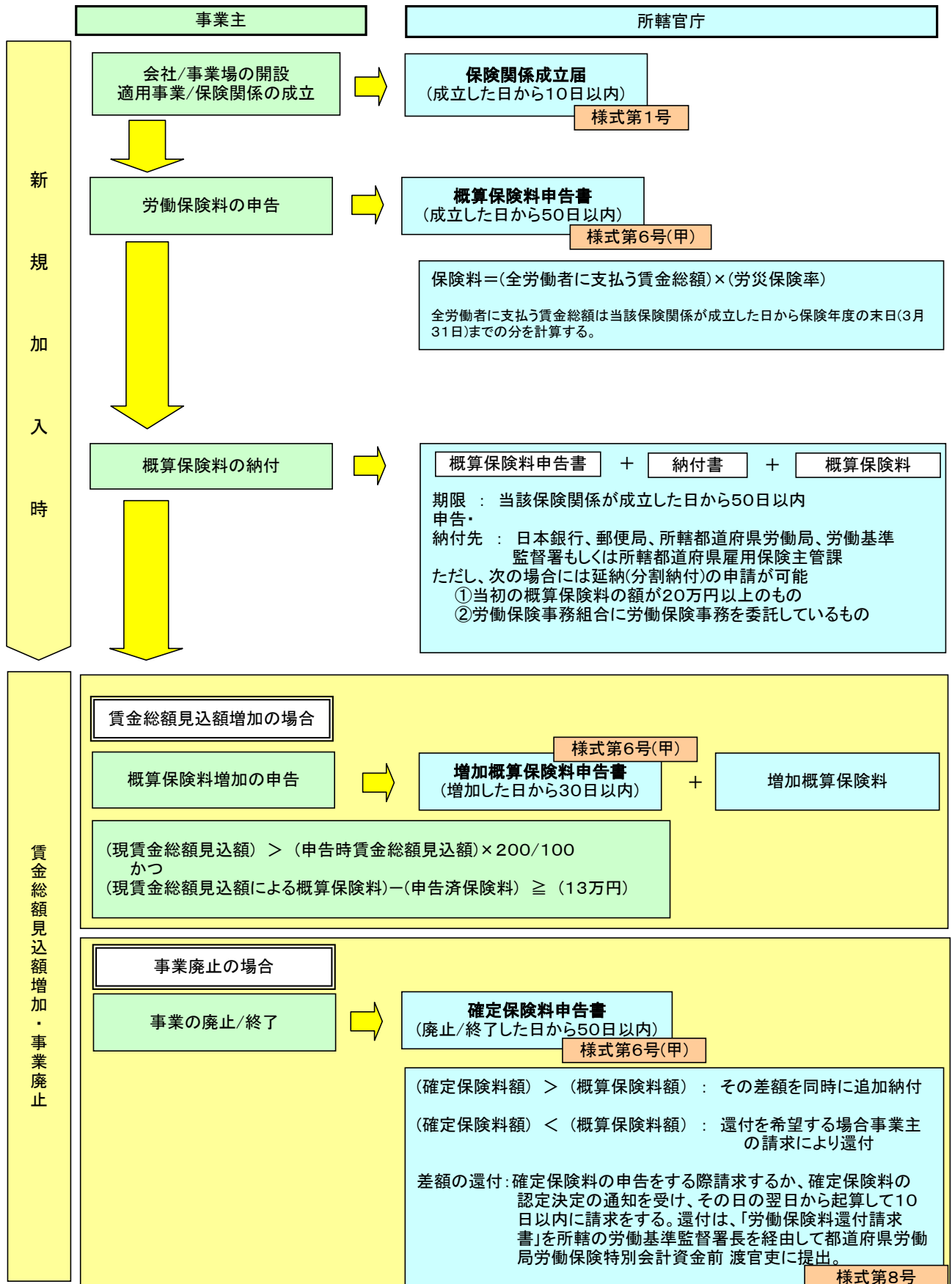
(注) 本図は三重労働局ホームページの[制度・手続]⇒[労災保険制度とは]による。
<http://www.mie.plb.go.jp/seido/rosai/rousai01.html>

2. 労災保険の申告

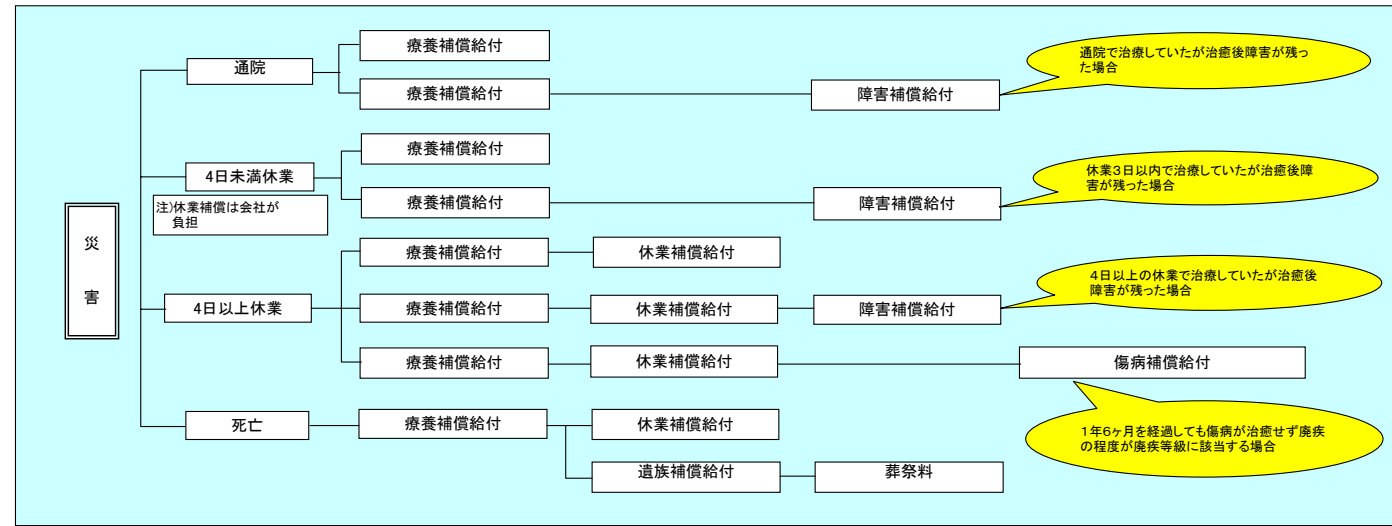
労災保険・新規申告/年度更新の場合



労災保険 賃金総額見込額の増加及び事業の廃止の場合



3. 労働災害発生時の労災保険給付



給付の種類	区分	様式名称	番号	提出者	提出先	部数	給付内容	特別支給金
療養補償給付療養給付	業務災害または通勤災害による傷病により、労災病院、労災指定医療機関等で療養の給付を受ける	療養補償給付たる療養の給付請求書	5	本人(会社)	病院、薬局經由所轄労基署	1部	必要な療養の給付	—
	業務災害または通勤災害による傷病により、指定病院以外で療養を行った	療養補償給付たる療養の費用の請求	7	本人(会社)	所轄労基署	1部	必要な療養費の金額	—
	指定病院を変える	療養補償給付たる療養の給付を受ける指定病院等(変更)届	6	本人(会社)	新たに給付を受ける指定病院經由所轄労基署	1部	必要な療養費給付	—
休業補償給付休業給付	業務災害または通勤災害により、働けないため、その間の賃金を受けない	休業補償給付支給請求書	8	本人(会社)	所轄労基署	1部	休業4日目以降給付基礎日額の60%	休業4日目から、休業1日につき給付基礎日額の20%相当額
障害補償給付	障害補償年金障害年金	業務災害または通勤災害による傷病が治った後に障害等級第1級から第7級までに該当する障害が残った	10	本人(会社)	所轄労基署	1部	障害程度に応じ給付基礎日額の313日～131日分の年金	(障害特別支給金)障害の程度に応じ342万円～159万円までの一時金 (障害特別年金)障害の程度に応じ算定基礎日額の313日分～131日分の年金
	障害補償一時金障害一時金	業務災害または通勤災害による傷病が治った後に障害等級第8級から第14級までに該当する障害が残った	10	本人(会社)	所轄労基署	1部	障害程度に応じ給付基礎日額の503日～56日分の一時金	(障害特別支給金)障害の程度に応じ65万円～8万円までの一時金 (障害特別一時金)障害の程度に応じ算定基礎日額の503日分～56日分の一時金
	障害補償年金障害年金	障害補償年金を受けている者の、障害の程度に変更があった	11	本人(会社)	所轄労基署	1部	給付基礎日額×変更後の等級に定められた支給日数	(障害特別支給金)障害の程度に応じ342万円～159万円までの一時金 (障害特別年金)障害の程度に応じ算定基礎日額の313日分～131日分の年金
傷病補償年金傷病年金	業務災害または通勤災害による傷病が療養開始後1年6ヶ月を経過した日または同日後において(1)傷病が治っていない(2)傷病による障害の程度が傷病等級に該当	傷病の状態に関する届	16-2	本人(会社)	所轄労基署	1部	障害の程度に応じ給付基礎日額の313日～245日分の年金	(傷病特別支給金)障害の程度により114万円～100万円までの一時金 (傷病特別年金)障害の程度により算定基礎日額の313日分～245日分の年金
遺族補償給付	遺族補償年金遺族年金	業務災害または通勤災害により死亡した	12	年金の受給権者(会社)	所轄労基署	1部	遺族の数等に応じ給付基礎日額の245日～153日分	(遺族特別支給金)遺族の数にかかわらず一律300万円 (遺族特別年金)遺族の数等に応じ算定基礎日額の245日分153日分の年金
	遺族補償一時金遺族一時金	(1)遺族補償年金を受け取る遺族がいな(2)遺族補償年金を受け取っている受給権者が失権し、かつ、他に受給権者がいない場合であって既に支給された年金の合計額が給付基礎日額の1000日分に満たない	15	遺族(会社)ただし、前段に限る	所轄労基署	1部	給付基礎日額の1000日分の一時金(ただし(2)の場合は既に支給した年金の合計額を差し引いた額)	(遺族特別支給金)遺族の数にかかわらず一律300万円 (遺族特別年金)算定基礎日額の1000日分の一時金(ただし(2)の場合は既に支給した特別年金の合計額を差し引いた額)
葬祭料葬祭給付	業務災害または通勤災害により死亡しその葬祭を行う	葬祭料請求書	16	葬祭を行うもの(会社)	所轄労基署	1部	315000円+給付基礎日額の30日分(その額が給付基礎日額の90日分に満たない場合は給付基礎日額の90日分)	—
介護補償給付介護給付	障害補償年金または傷病補償年金受給者のうち第1級の者または第2級の者(精神神経の障害及び胸腹部臓器の障害の者)であって、現に介護を受けている	介護補償給付支給請求書	16-2-2	年金の受給権者(会社)	所轄労基署	1部	常時介護の場合は介護の費用として支出した額(ただし、106100円を上限とする)。随時介護の場合は介護の費用として支出した額(ただし、530350円を上限とする)。	—
二次健康診断等給付	定期健康診断等の結果、脳・心臓疾患に関連する一定の項目について異常の所見がある	二次健康診断等給付請求書	16-10-2	本人(会社)	病院經由所轄労働局	1部	二次健康診断、特定保健指導(二次健康診断の結果に基づく医師または保健師の保健指導)。	—

給付の種類	区分	様式名称	番号	提出者	提出先	部数	備考
遺族補償給付に係るその他の手続	遺族補償年金の受給権者が変わった	遺族補償年金転給等請求書	13	新たに受給権者となった遺族	所轄労基署	1部	いずれの場合も、所轄労基署へ相談に行けば、必要書類、記入方法などは説明してくれる。 受給権者とは、労働者の死亡当事、その収入によって生計を維持していた配偶者(夫の場合は55歳以上) 支給開始は60歳以上 子 18歳未満(胎児であったものは出生以降) 55歳以上 18歳未満 支給開始は60歳以上 父母 18歳未満 18歳未満 支給開始は60歳以上 孫 55歳以上 55歳以上 支給開始は60歳以上 祖父母 55歳以上 18歳未満または55歳以上 支給開始は60歳以上 兄弟・姉妹 18歳未満または55歳以上 支給開始は60歳以上
	遺族補償年金の受給権者の所在が1年以上明らかでない	遺族補償年金支給停止申請書	14	次順位の受給権者	所轄労基署	1部	
	遺族補償年金の受給権者の権利が消滅した	遺族補償年金受給権者失権届	21	受給権者であった者	所轄労基署	1部	
	遺族補償年金を受けることのできる遺族の数に増減が生じた	遺族補償年金額算定基礎変更届	22	受給権者	所轄労基署	1部	
	受給権者が毎年2月に定期報告をする	年金たる保険給付の受給権者の定期報告	18	受給権者	所轄労基署	1部	

(注5)本表は全国造船安全衛生対策推進本部発行「全船安・安全衛生管理教本」10 労災保険のしくみと給付の種類による。

(注1)「給付の種類」欄の上段は業務災害、下段は通勤災害に係るものを示す。

(注2)表中の金額等は平成15年4月1日現在のものを示す。

(注3)本表は「東京労働局HP」の「各種制度・手続」について「労災保険関係」→「労災保険給付の一覧」による。

(注4)様式記入方法、記入例は三信図書発行・厚生労働省労働基準局労災補償部補償課監修「目でわかる労災保険給付の実務」を参考のこと。

7. 安全衛生教育

平成15年11月末現在

全国造船安全衛生対策推進本部発行資料：

題 名	発行年月
(1) 安全衛生相互点検チェックリスト	58年10月
(2) 全船安「労災保険」の手引	61年6月
(3) 船体ブロック搭載作業に関する標準作業方法、作業手順	62年3月
(4) 災害事例集	62年5月
(5) 安全衛生重点推進項目	元年5月
(6) 全国造船安全衛生対策推進本部総支部運営要領	4年7月
(7) 新規入構者安全衛生教育テキスト（従業員用）	4年7月
(8) 新規入構者安全衛生教育テキスト（教育者用）	4年7月
(9) 全船安「労災保険」の手引（改訂）－（労災保険シリーズNO. 1）	4年9月
(10) 安全衛生特別教育の手引（中小事業主用）	4年10月
(11) 造船業における未経験者の安全衛生対策	6年4月
(12) 全船安「労災保険収支改善の手引」－（労災保険シリーズNO. 2）	7年10月
(13) 全船安「労災保険収支改善の手引」－（労災保険シリーズNO. 3）	
(14) 死亡災害事例集	9年6月
(15) F R P 作業の安全衛生管理のしおり（改訂）	10年6月
(16) 災害事例集（第9～13集）	9～13年6月
(17) 全船安でゼロ災職場（改訂）	11年3月
(18) 労災保険について	11年3月
(19) 船舶製造・修理業における中高齢者の －中高齢者の重大災害・休業災害の撲滅を目指して－	11年4月
(20) 労災保険のメリット制及び業務上傷病休業者の取扱いについて	11年11月
(21) 船舶製造・修理業における中高齢者の安全衛生確保に向けて －事業所で実施している事例集－	
(22) 中高齢者安全衛生教育マニュアル	
(23) 全船安関連資	13年6月

題 名	発行年月
(24) 墜落・転落災害調査報告	4年10月
(25) 造船業における安全衛生管理指針（改訂）	7年10月
(26) 墜落・転落災害防止指針	9年12月
(27) 造船安全衛生のABC（改訂）	11年2月
(28) 造船業における労働安全衛生マネジメントシステム	12年6月
(29) 造船業における足場の組立て、解体工事の作業指針（改訂）	
(30) 造船所で働く皆さんの安全衛生チェックポイント	
(31) 造船業における高所作業車・フォークリフトの事故・災害事例と再発防止対策	14年2月
2. 衛生関係	
(1) 職業性難聴関係資料（労働省通牒）	昭和37年7月
(2) 防じんマスク・防毒マスクの労働省規格及び通牒	37年12月
(3) 造船業における有機溶剤業務の安全衛生基準	39年2月
(4) 造船業における有機溶剤作業者心得－安全衛生のための－	39年2月
(5) 造船業にお	41年2月
(6) 低水素溶接作業における衛生管理	42年8月
(7) 低水素溶接作業衛生管理基準	42年8月
(8) 低水素溶接用マスクの開発に関する報告	
(9) 腰痛予防のしおり	43年8月
(10) 職場体操実施の手引	43年8月
(11) 造船労働者の疲労実態調査（中間報告その1）	43年8月
(12) 溶接じん肺のつづら	45年5月
(13) イナートガスの衛生対策基準	49年2月
(14) 雇入れ時健康診断基準	50年2月
(15) タールエポキシ樹脂塗料の衛生管理基準	50年5月
(16) 振動工具取扱い作業の健康管理基準	昭和51年2月
(17) 騒音性難聴の実態調査について（その1） （6分式平均聴力損失耳数を中心として）	51年6月
(18) 騒音性難聴の事態調査について（その2） （6分式平均聴力損失耳の年齢別と経験年数別の分析結果について）	51年12月
(19) 衛生管理をすすめるために	55年12月
(20) メンタルヘルスNO. 1～5	62年3月～ 平成3年3月
(21) 造船業における産業医並びに労働衛生管理に関する調査	平成元年3月
(22) 傷病休業統計・死因統計作成の手引き	元年12月
(23) 造船業従業員の飲酒習慣等に関する調査	3年1
(24) 造船業における定期健康診断の実施状況	
(25) 健康教育資料	3年10月
(26) 造船業における騒音障害防止対策指針	6年4月
(27) 保健指導担当者が扱う「メンタルヘルス事例」	6年10月
(28) 造船業における粉じん作業、振動作業、防暑・防寒対策に関する実態調査報告	7年9月
(29) 管理・監督者のための職場のメンタルヘルス「うつ状態」への職場の対応	8年3月
(30) 塗 料（改訂）	8年11月
(31) 管理・監督者のための職場のメンタルヘルス「精神分裂症」への職場の対応	8年12月

(社) 日本造船工業会発行資料：

題 名	発行年月
1. 安全関係	
(1) 造船足場（労働省産業安全研究所編）造工刊行	28年6月
(2) 人力による取扱運搬作業（安全作業基準第1集）	29年10月
(3) 取扱運搬作業（安全作業基準第2集）	30年2月
(4) 玉掛作業（安全作業基準第3集）	31年7月
(5) 高所作業（安全作業基準第4集）	32年8月
(6) 電気作業（安全作業基準第5集）	
(7) 重大災害防止対策事例集（昭和25年～30年）	
(8) 塔型起重機（安全点検基準第1集）	34年1月
(9) ワイヤロープ（安全点検基準第2集）	
(10) 足場板（安全点検基準第3集）	35年5月
(11) 工具・器具取扱基準	36年4月
(12) 安全教育テキスト	38年2月
(13) 原因別・要素別・程度別災害統計表のつくり方	41年6月
(14) 重大災害防止チェックポイント基準	42年8月
(15) 溶接用ケーブル・ホース等点検・補修・廃却基準	48年4月
(16) 造船安全必携	
(17) 安全啓発パンフレット	48年4月
(18) 重量物取扱災害防止基準（改訂）	
(19) 安全チェックポイント（乗組員整備員のみなさんへ）	51年9月
(20) Safety and Health Administrative Guidelines in the Shipbuilding Industry	58年3月
(21) 修繕船工事爆発火災防止基準（改訂）	61年2月
(22) 安全についてお願い	
(23) CHECK-LIST FOR SAFETY（改訂）	平成2年7月 2年7月 2年7月

(社) 日本中小型造船工業会発行資料:

題名	発行年月
休業災害	平成9～13年版
(1) 災害防止マニュアル (一般心得・基本事項編/墜落災害防止編)	6年3月
(2) 災害防止マニュアル (飛来崩壊災害防止編/動力災)	7年3月
(3) 災害防止マニュアル (電気、火災・爆発、酸欠、健康障害防止)	8年3月
(4) 災害防止マニュアル (溶接編)	9年3月
(5) ヒヤリハット事例集 第3集	11年3月
(6) 中高年齢者災害事例と安全対策 (墜落・転落編)	12年3月

全国造船安全衛生対策推進本部貸し出しビデオ:

コードNo.	ビデオタイトル (発行所)	放映時間
001	アーク溶接作業と安全	17分
002	アーク溶接の基本-溶	29分
003	安全衛生12のキー (第2部) (安井電子出版)	17分
004	安全衛生入門 (映像研)	25分
005	安全こそ繁栄の道 (オートスライドプロダクション)	20分
006	安全帯の正しい使い方 (三菱重工・長崎造船所)	9分
007	命をかける安全帯 (安井電子出版)	18分
008	ガス爆発実験 (重大災害を防ぐために) (石川島播磨重工・横浜工場)	25分
009	ガス溶接・切断の基本 (神奈川労務安全衛生協会)	
010	協力会社の事業者責任 (第2段・全2巻) (労働調査会)	各15分
011	5分間ミーティング (安井電子出版)	20分
012	作業指示者危険予知訓練 (第5巻) (映像研)	29分
013	酸素欠乏症等の災害防止 (三菱重工・長崎造船所)	9分
014	死の恐怖 酸欠 (三菱重工・長崎造船所)	5分
015	職長と部下の人間関係 (映像研)	21分
016	職場の中の爆発危険物 (楓プロダクション)	25分
017	新危険予知訓練 その生かし方 (映像研)	18分
018	じん肺をなくすために (全船安)	16分
019	スタンション	20分
020	整理整頓の科学 (安井電子出版)	20分
021	騒音性難聴を防ぐために (全船安)	10分
022	玉掛作業の安全 (安井電子出版)	20分
023	適切作業指示の進め方 (映像研)	28分
024	入職時安全衛生教育 (日立造船・因島工場)	10分
025	1人KY活動の進め方 (映像研)	25分
026	港の朝 (楓プロダクション)	30分
027	メンタルヘルスケアの進め方 (全3巻) (日経新聞社)	各20分
028	ゆとり発進 快適通勤 (全国労働基準関係団体連合会)	25分
029	わかりやすい職場の騒音管理 (日本作業環境測定協会)	23分

上記ビデオの貸し出しを希望される方は次へご連絡下さい。

TEL: 03-3502-2009 & 2068

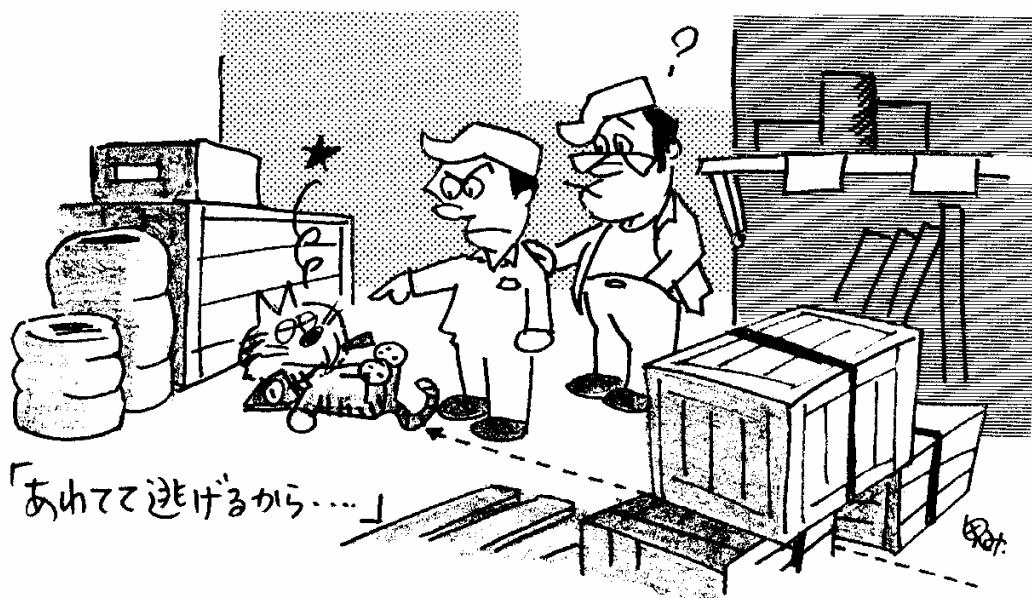
FAX: 03-3502-2816

安衛3分間教育資料

H//

課長

安全衛生ことわざ編！



急
が
ば
回
れ
！

急ぐ時こそ安全対策を…？

解 説

近道は遠道。走ればつまづく。せいては事を仕損じる。昔から急ぐときには危険な近道よりも、少くらしい遠回りになっても、安全な道を通った方が結果的には早く着く場合が多いことから、この急がば回れということわざが広く用いられています。

確かに職場の中での災害事例などを振り返ってみると急いでいたため確認の手抜きをした、とか安全装置や保護具を使わなかった、通るべきところを通らなかったための事故や災害が多いようです。

勿論私たちの仕事の中では急いで処置しなければならない仕事もあります。そのためには近道も必要でしょう。

しかし、その場合には、どんな危険があるか、そのポイントは何かを正確に知り、対策が必要です。やはり急がば回れなのです。

ご安全に！ ご健康に！

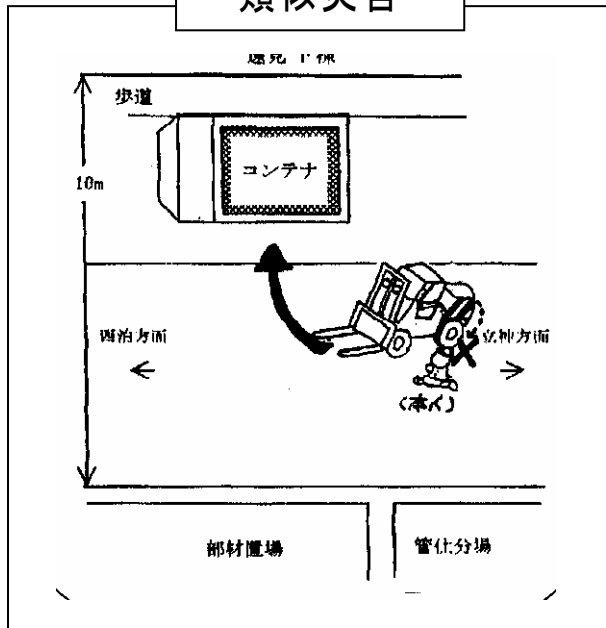
安全衛生 3 分間教育資料

H 年 月 日

課長

曲がろうとする外側に要注意！？

類似災害

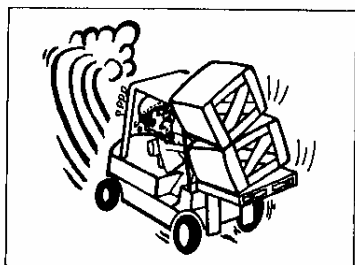


日時	平成 11 年 11 月 5 日
場所	某社船工部
被災者	社員 54 歳
発生状況	コンテナを降ろすため待機していたフォークリフトの運転手がコンテナを搭載したトラックが所定の位置に来たので、フォークリフトを発進させ右折した際、フォークリフトの左後部を歩行していた本人に接触し転倒して受傷した。

フォークリフト

ワンポイント基本ルール！

- ① 周囲に人や障害物がないか確認する。
- ② 前方の視界が悪い時はバックで運転する。
- ③ 急旋回や急ブレーキはしない。
- ④ フォークの下に人を立入らせない、立入らない。
- ⑤ 脇見運転は事故のもとです。正しい姿勢で運転する。



制限速度を遵守しよう！

Q u i z

フォーク（爪）で荷を吊り下げる場合は、（アタッチメント）を使用し、フォークに直接ワイヤーロープ等を直掛けしない。

ご安全に！ ご健康に！

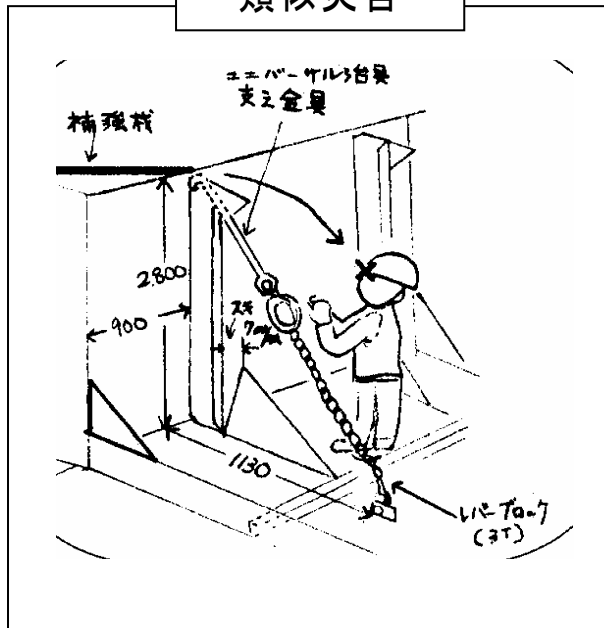
安全衛生 3 分間教育資料

H 年 月 日

課長

手引力を超える力で操作しない！

類似災害



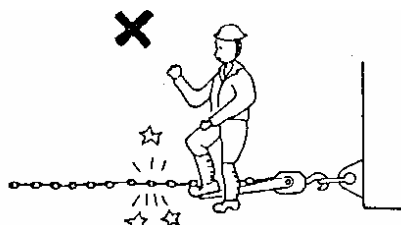
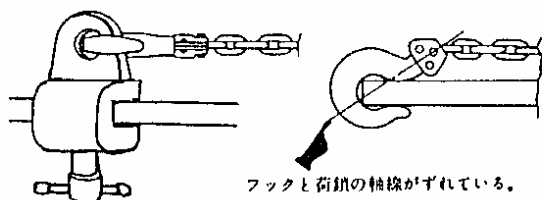
日時	昭和 51 年 6 月 16 日
場所	某社船工部
被災者	社員 26 歳
発生状況	本人は、ブロック壁の倒れを修正するため、ブロック上部にユニバーサル治具の支え金具を取付けレバーブロックで引張った。 その時、引っかけ治具の先が伸びて外れ、本人に当たった。

レバーブロックに引っかけ

ワンポイント基本ルール！

- ①レバーをまたいで操作しない。
- ②一人でレバーを操作できないような負荷をかけない。（ π ι ° を継ぎ足したり足を使つての無理な操作をしない）
- ③レバーブロックは玉掛用具に使用しない。
- ④荷鎖を部材に巻き付けて引き寄せ作業をしない。
- ⑤レバー操作中は、荷鎖に手をかけない。

4Aフランクの使用



基本は一直線！

Q u i z

答えは、所安全衛生管理規定 SS-F-03 (04-7) 参照

フックを直接部材に掛ける場合は、フックの（ふところ）に確実に掛ける。

ご安全に！ ご健康に！

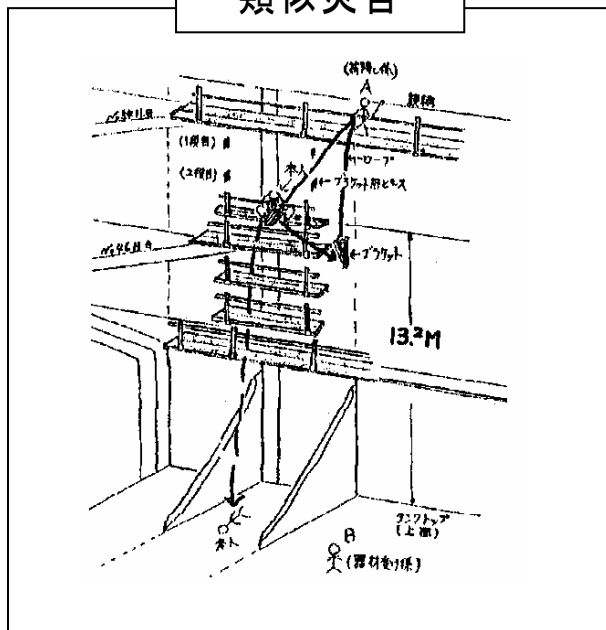
安全衛生 3 分間教育資料

日 年 月 日

課長

フックの掛ける位置は腰より…！？

類似災害

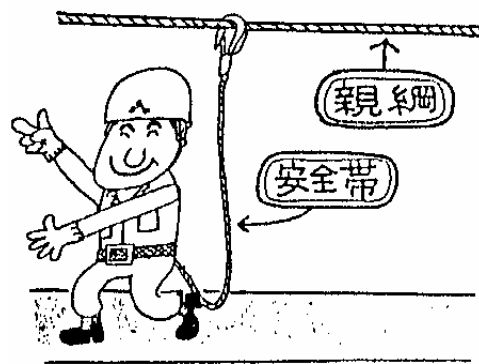


日時	平成 10 年 2 月 4 日
場所	某社
被災者	協力社員 27 歳
発 生 状 況	本人は、同僚 2 人とタンク内の足場解体作業に従事していた。 3 段目の足場から 2 段目のブラケットを外し、ロープで降るそうとしたのと同時に約 13 m 下に墜落した。

安全帯の正しい着用方法

ワンポイント基本ルール！

- ①ベルトは腰骨とへその間に確実に着装。
- ②フックは、腰より高い位置に掛ける。
- ③フックは、墜落時の衝撃に十分耐ええる所にかける。
- ④フックは、安全柵、番線、電線等につけない



Q u i z

鋭角な構造物等に直接（子綱）が当たるようにつけない。

ご安全に！ ご健康に！

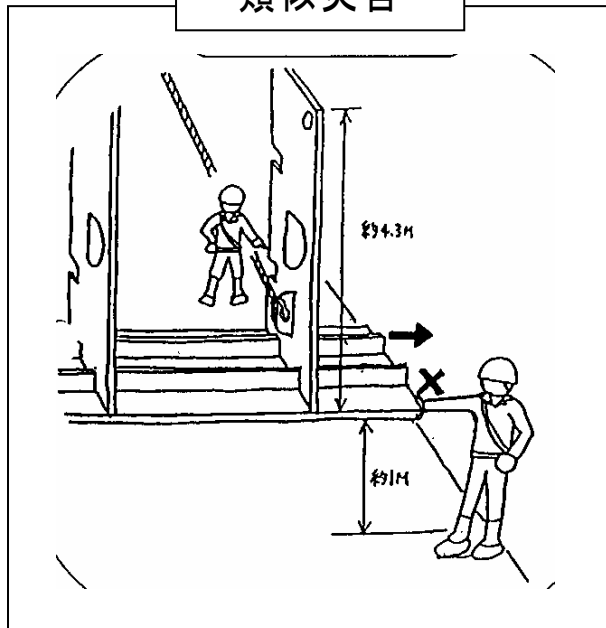
安全衛生 3 分間教育資料

H 年 月 日

課長

近づくな！揺れる吊り荷の前後左右

類似災害

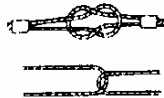
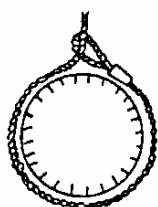


日時	平成 8 年 11 月 11 日
場所	某社船工部
被災者	社員 54 歳
発 生 状 況	本人は、同僚 2 名とブロック（約 8 t）を玉掛してブロック置場に移動し、約 1 m で一旦停止した。その時、ブロックが振れ建屋に当たりそうになったので止めようとして右手を建屋とブロックの間に挟まれた。

玉掛作業について

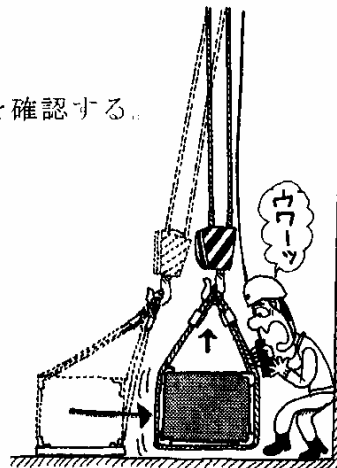
ワンポイント基本ルール！

- ①吊り荷の重量目測と重心位置を確認
- ②吊り荷に適した吊り具を使用する。
- ③吊り角度は原則 60 度以内。
- ④地切り前に必ず一旦停止をし、吊り具と荷の安定を確認する。
- ⑤吊り荷に乗ったり、吊り荷の下に入らない。



結び、引掛け	効率%
	約45
	40
	40

を確認する。



チヨット待て
作業の位置は安全か！

Q u i z

玉掛四原則とは？ （重量目測） （吊具の選定） （正しい玉掛け方法） （人払い）

ご安全に！ ご健康に！

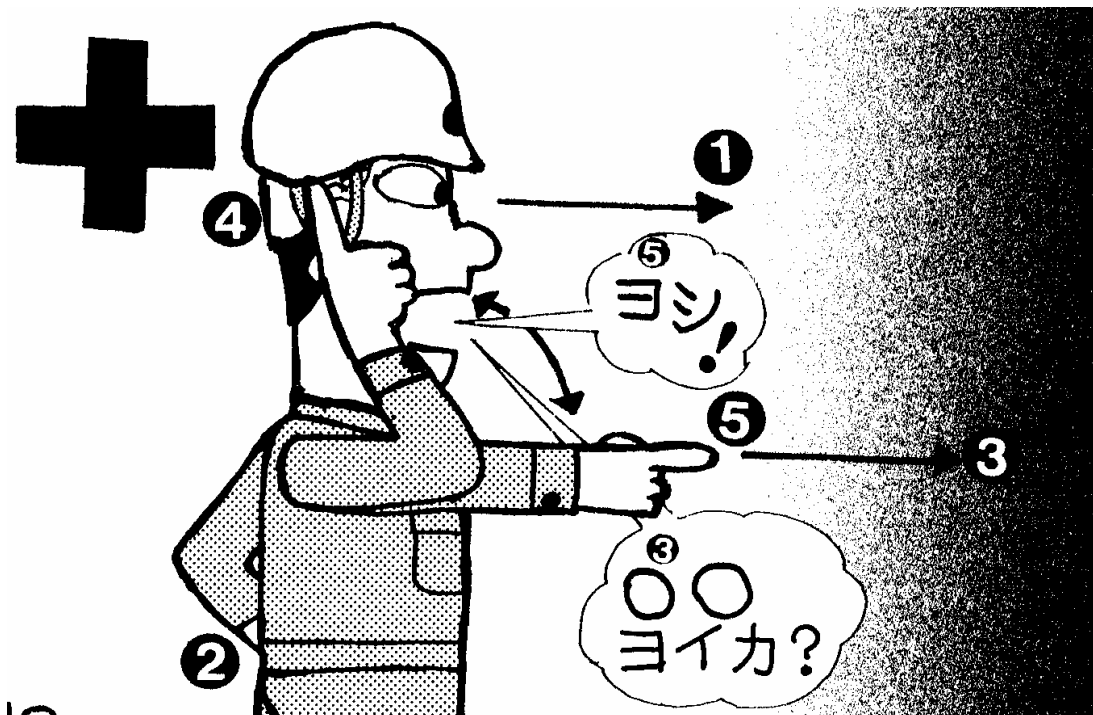
安衛 3 分間教育資料

H //

課長

人間の注意力には限界が . . . !

「指差呼称」で正確さ 3 倍!



しっかり指差し、大きな声で!

解 説

ウツカリ、ボンヤリの確認ミスによる事故が後を絶ちません。

人は、わざわざウツカリ、ボンヤリをしようとは思いませんが、人間の注意力には限界があり、つい間違いを起こしてしまいます。

この間違いを少なくするために「指差呼称」が大変有効なのです。

実験によると「何もしない場合」「指差しする場合」「呼称をする場合」

「指差しと呼称の両方する場合」の順で行動の正確さが高くなり

何もしない場合に比べて正確さが3倍も高くなります。

これは、筋肉や視覚・聴覚が脳を刺激するためです。

「指差呼称」で大切なのは、ボソボソではなく、指差しはキチンと呼称は大きくしないと脳を刺激しません。

ご安全に！ ご健康に！

安衛 3 分間教育資料

H //

課長

通路は物を置くところではない！



通路はいつも明瞭に？

通路は明確に整理整頓の第一歩！

解説

職場の通路は、人が通り、物を運搬するところで、物を置くところではありません。それは当たり前のことだと思うでしょう。

しかし、通路がいつの間にか置場になっていることはありませんか。

職場が狭いから、ほんのチョットだから・・・とか良く見るとわざわざ通路に置かなくて済むものでも置かれている場合があります。

その結果、整理整頓ができなくなったり、仕事の流れが悪くなり、能率の低下をきたすばかりでなく、事故や災害の原因となっています。

通路の白線等、ペンキがうすくなったら、塗り直すなどして、いつも明瞭にしておきましょう。つまり、通路は通路として明確にしておくことが整理整頓の第一歩です。

ご安全に！ ご健康に！

はずみで・・・墜落！



飛び降りるのと墜落するは、異なる！

解 説

労働災害による死亡件数のうち、いつもトップを占めているのが墜落です。手すりがなかった、床の開口部がそのままであった、梯子が倒れた・・・

10m とか 20m という高いところからは、案外に少なく、2 m や 3 m といいた高さからの墜落で死亡するケースが多いのです。

2、3 m だったら飛び降りたって・・・と思うかもしれませんが。

意識して飛び降りる場合とはずみで墜落する場合とは、全然異なるのです。 通路を歩いていて、わずかな段差で転んで、骨折をするのと同じです。

「開口部は、塞ぐ」「足場には手すりスタンション」「足場架設解体作業は親綱展張」等墜落災害防止措置は決められています。

墜落災害防止のためには、対策やルールを確実に守るしかないのです。

墜落災害防止は、対策やルールを守るしかない！

ご安全に！ ご健康に！

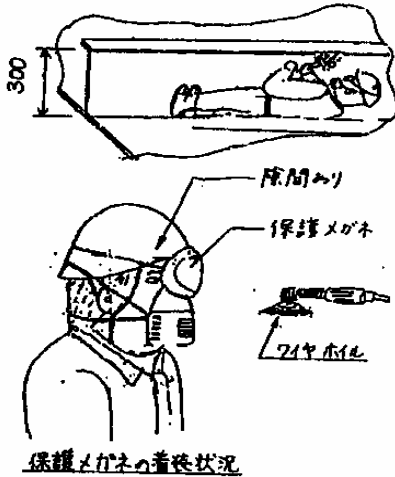
安全衛生 3 分間教育資料

H 年 月 日

課長

正しく確実に着装しよう！？

類似災害

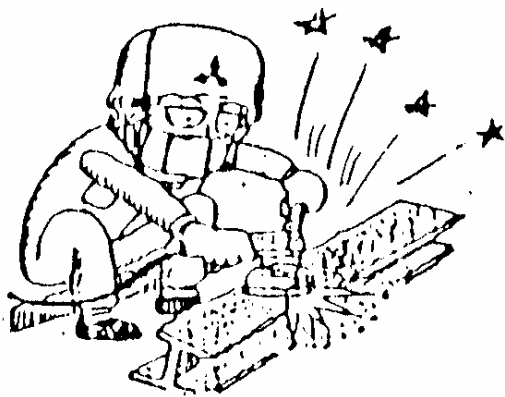


日時	平成 8 年 12 月 12 日
場所	某社香工部
被災者	協力社員 43 歳
発 生 状 況	本人は、ブロックの隅肉溶接部をワイヤホイールで錆落とし作業をしていた。 ゴーグルを使用していたが安全帽の前つばと防じんマスクの上部に載せかけて使用していた為、隙間があり飛んできたワイヤホイールの切れ端が右眼に入り受傷した。

保護めがねについて

ワンポイント基本ルール！

- ① 作業に適した保護具を着装する。
- ② 保護めがね（ゴーグル）は顔面に密着させる。



侯度に努したものを！

Q u i z

錆やノロの飛散するハンマー作業やはつり作業では（保護めがね）を使用する。

ご安全に！ ご健康に！

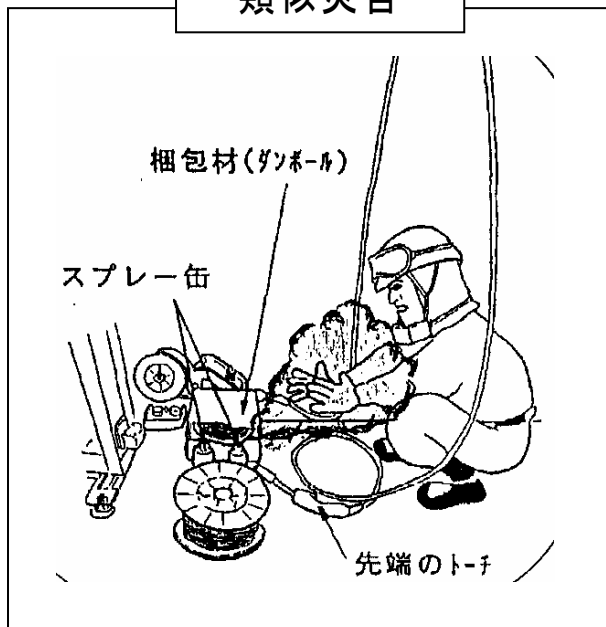
安全衛生 3 分間教育資料

H 年 月 日

課長

周囲に引火物、可燃物はないか！？

類似災害



日時	平成 11 年 8 月 7 日
場所	某社香工部
被災者	社員 51 歳
発 生 状 況	本人は、ロンジ組立装置上でロンジの取付け作業をしていた。C o 2 ワイヤを取り替えようとしている時。誤ってトーチのスイッチが入り、C o 2 ワイヤが送り出され、側にあったジンスプレー缶に触れた瞬間、炎が吹き出し受傷した。

溶接作業について

ワンポイント基本ルール！

① アーク溶接

- ・使用前は必ず電撃防止器の作動確認をする。
- ・充電部が露出したホルダーを使用しない。
- ・ホルダーに溶接棒を付けたまま放置しない。



② C o 2 溶接

- ・狭隘区画で作業する場合は、換気対策をする。
- ・ガスチェックのスイッチをチェック側にしたままにしない。

スプレー缶等は、保護筒に入れよう！

Q u i z

作業を一時中断する場合や移動する際は、ホルダーから（溶接棒）を外し、ホルダーを（ケーブルコネクター）から取り外す。

ご安全に！ ご健康に！

8. 関係団体・機関

1. 団体・機関

- ① 国土交通省 <http://www.mlit.go.jp>
- ② 厚生労働省 <http://www.mhlw.go.jp>
- ③ 社団法人 日本造船工業会 <http://www.sajin.or.jp>
- ④ 社団法人 日本中小型造船工業会 <http://www.cajs.or.jp>
- ⑤ 社団法人 日本造船協力事業者団体連盟 <http://www.nichizou.or.jp>
- ⑥ 社団法人 日本船用工業会 <http://www.jsmea.or.jp>
- ⑦ 中央災害防止協会 <http://www.jisha.or.jp/index.html>
OSHMS 促進協議会 http://www.jisha.or.jp/frame/index_org_jaish.html
- ⑧ 社団法人 日本クレーン協会 <http://www.cranenet.or.jp>
- ⑨ 中央職業能力開発協会 <http://www.javada.or.jp/top.html>

2. 全船安関連

(1) 本部 <http://www.zensenan.jp/index.html>

(2) 総支部

総支部 役職	会社・事業所名 役職名	氏名	電話番号 ファクス番号	住所 Eメールアドレス
北海道・東北総支部 副総支部長	I H I マリンユナイテッド 横浜工場 安全衛生グループ 課長	鈴木 英機	(045)759-2644 (045)759-2914	〒235-8501 神奈川県横浜市磯子区新杉田町 12 hideki_suzuki@ihimu.ihico.jp
北海道・東北総支部 副総支部長	三井造船千葉事業所 総務部安全・環境グループ 課長	佐々木 政實	(0436)41-1116 (0436)41-7036	〒290-8601 千葉県市原市八幡海岸通 1 sasakima@mes.co.jp
関東総支部 副総支部長	住重マリンエンジニアリング 横須賀 造船所 安全環境部長	糸谷 元良	(046)869-1853 (046)869-1793	〒237-8555 神奈川県横須賀市夏島 19 Motoyoshi Itotani@shico.jp
中部総支部 副総支部長	ユニバーサル造船津事業所 環境安全衛生室長	藤本 克巳	(059)238-6201 (059)238-6432	〒514-0398 三重県津市雲出鋼管町 1-3 fujimoto-katsumi@u-zosen.co.jp
関西総支部 副総支部長	ユニバーサル造船舞鶴事業所 環境安全衛生室長	高橋 政伸	(0773)62-8740 (0773)62-8849	〒625-8501 京都府舞鶴市余部下 1180 takahashi-masanobu@u-zosen.co.jp
中国総支部 副総支部長	I H I マリンユナイテッド 呉工場 安全衛生グループ 課長	出山 俊男	(0823)26-2469 (0823)26-2178	〒737-0027 広島県呉市昭和町 2-1 toshio_devama@ihimu.ihico.jp
四国総支部 副総支部長	川崎造船坂出工場 業務部参与(安全・環境担当)	大羽 康之	(0877)46-8047 (0877)46-4397	〒762-8507 香川県坂出市川崎町 1 ooba_y@khi.co.jp
九州総支部 副総支部長	三菱重工長崎造船所 総務部安全衛生課長	深井 正昭	(095)828-4550 (095)828-4541	〒850-8610 長崎県長崎市飽の浦町 1-1 masaaki_fukai@nsmw.mhico.jp

(3) 支部

別掲

(4) 専門スタッフ

担当総支部	会社・事業所名 所属	氏名	電話番号 ファクス番号	住 所 Eメールアドレス
北海道・東北、関東総 支部（本部常駐）	造船工業会 総務部グループ	福島 進	03-3502-2016 03-3502-2816	〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-15-16 s-fukushima@sajn.or.jp
中部、関西、四国総支部 （四国常駐）		高市 俊和	089-964-7336 089-964-7336	〒791-0211 愛媛県温泉郡重信町見奈良 479-6 takaichi2745@helen.ocn.ne.jp
中国総支部	I H I マリンユナイテッド 呉工場 安全衛生グループ	斉藤 龍彦	0823-26-2469 0823-26-2178	〒737-0027 広島県呉市昭和町2-1 Tatsuhiko-saitou@ihimu.ihico.jp
九州総支部	三菱重工長崎造船所 総務部安全衛生課	畑原 真也	095-828-4540 095-828-4541	〒850-8610 長崎県長崎市飽の浦町1-1 ATAWA11@nsmw.mhi.co.jp

全国造船安全衛生対策推進本部北海道・東北総支部幹事会役員名簿

平成15年6月12日

	会社名	役職名	氏名	所在地	電話番号	Fax
総支部長	三井造船 (株)千葉事業所	理事所長	高橋 征司	〒290-8601 千葉県市原市八幡海岸道り 1	0436. 41. 1112	
副総支部長	同 上	安全環境G課長	佐々木政實	同 上	0436. 41. 1116	41-7036
副総支部長	(株)IHI MU 横浜工場	安全衛生G課長	鈴木 英機	〒235-8501 横浜市磯子区新杉田町12番地	045-759-2644	759-2914
北海道 支部長	函館どっく(株)函館造船所	代表取締役所長	岡田 英雄	〒040-8605 北海道函館市弁天町20-3	0138. 22. 3111	26-3730
副支部長	同 上	安全保安係長	内藤 義男	同 上	休日 23. 3633	
青森 支部長	北日本造船 (株)	代表取締役社長	東 徹	〒031-0801 青森県八戸市江陽3-1-25	0178-24-4171	44-2992
副支部長	同 上	安全課長	中野 八十三	同 上	同	上
岩手 支部長	(株)小鯖船舶工業	代表取締役社長	小鯖 貞一	〒026-0055 岩手県釜石市甲子町9-248-3	0193-27-3001	42-7721
副支部長	同 上	代表専務取締役	小鯖 利弘	同	同	上
秋田 支部長	秋田造船鉄工 (株)	代表取締役社長	佐々木喜代一	〒010-0511 秋田県男鹿市船川港船川字外が沢125-14	0185-23-3225	23-3227
副支部長	北日本FRP工業 (株)	代表取締役	畠山正一郎	〒018-2641 秋田県山本郡八森町字中浜8番地1	0185-77-3355	77-3977
山形 支部長	(有)家岸造船所	取締役会長	前田 武	〒998-0054 山形県酒田市大字宮野浦字家岸 585	0234-22-9533	22-9534
副支部長	同 上	取締役社長	前田 陽子	同 上	同	上
宮城 支部長	(株)ヤマニシ	代表取締役社長	前田 英比古	〒986-0843 宮城県石巻市西浜町 1-2	0225-82-5551	83-2713
副支部長	同 上	安全衛生専任管理	川並秀五郎	同 上	同	上
福島 支部長	小名浜造船所(株)	代表取締役社長	藤社 新平	〒970-0316 福島県いわき市小名浜下神白字網取 177	0246-54-2580	92-3021
副支部長	同 上	業務部 次長	佐藤 寿久	同 上	同	上
道南地区支部長	函 東 工 業 (株)	代表取締役	千田 忠雄	〒040-8605 北海道函館市浅野町 3-11	0138-42-1256	41-5687
副支部長						
道央地区支部長	檜 崎 造 船 (株)	常務取締役	浜部 大助	〒051-0031 北海道室蘭市築地町 135	0143-22-1191	22-6626
副支部長	同 上	工務課係長	石神 敏男	同 上	同	上
道東地区支部長	釧 路 重 工 業 (株)	代表取締役専務	高坂 亨	〒085-0844 北海道釧路市知人町 1-5	0154-41-9171	41-9177
道北地区支部長	稚内港湾施設 (株)	常務取締役	佐藤 文彦	〒097-0001 北海道稚内市末広町 1-1-34	0162-23-2365	22-1212
総支部委員	函館どっく安全衛生協力会	会 長代理	村上 岩夫	〒040-0057 北海道函館市入船町 1-7	0138-26-5551	26-5553
総支部委員	(社)北海道小型船舶工業会	事務 局長	伊藤 功	〒047-0039 北海道小樽市錦町 3-2	0134-25-5407	25-2423
総支部委員	(社)東北小型船舶工業会	事務 局長	丸山 昭夫	〒938-0841 宮城県仙台市宮城野区原町南目字町146	022-293-6765	293-6766
事務局長	三井造船 (株)千葉事業所	安全環境G	大野 彰久	〒290-8601 千葉県市原市八幡海岸道り 1	0436-41-1116	41-7036
事務局長	(株)IHI MU 横浜工場	安全衛生G課	大久保 信義	〒235-8501 横浜市磯子区新杉田町 12番地	045-759-2644	759-2645

全国造船安全衛生対策推進本部 関東総支部 幹事会名簿

平成15年10月現在 関東総支部

	会 社 名	所 在 地	電話番号	ファックス番号	役 職	氏 名	
関東 総支部長	住友重機械マリンエンジニアリング(株)	〒237-8555 横須賀市夏島町19番地	(0468)69-1853		製造本部長	宮脇 伸賢	
関東副総支部長	同 上	同 上	(0468)69-1853	(0468)69-1793	安全グループ課長	糸谷 元良	
東京 支部長	石川島造船化工機(株)	〒136-8648 東京都江東区新砂2-3-43	(03)3644-1145		取締役	大釜 透	
東京副支部長	同 上	同 上	(03)3644-1116	(03)3644-1752	安全衛生課長	大塩 信之	
神奈川 支部長	三菱重工業(株)横浜製作所	〒231-8715 横浜市中区錦町12番地	(045)629-1242		副 所 長	栗原 一行	
神奈川副支部長	同 上	同 上	(045)629-1242	(045)629-1239	安全環境課長	猪坪 隆弘	
千葉 支部長	(株)館山ドックサービス	〒294-0056 館山市船形1133	(0470)27-2711		社 長	春日 伸男	
千葉副支部長	同 上	同 上	(0470)27-2711	(0470)27-4255	常務取締役	春日 國勝	
茨城 支部長	(株)平山造船所	〒314-0414 茨城県鹿島郡波崎町8294-1	(04794)4-1523	(04794)4-1595	代表取締役	平山 勝弘	
総支部委員	ユニバーサル造船(株)京浜事業所	〒230-8611 横浜市鶴見区末広町2-1	(045)500-3114	(045)500-3112	環境安全衛生室長	鈴木 満	
	アイ・イチ・アイ・マリユニテッド(株)横浜工場	〒235-8501 横浜市磯子区新杉田町12	(045)759-2644	(045)759-2914	安全衛生G担当課長	鈴木 英機	
	京浜ドック(株)追浜工場	〒237-0062 横須賀市浦郷町1-65	(0468)65-3141	(0468)65-6022	取締役工場長	出口 正之	
	墨田川造船(株)	〒135-0052 東京都江東区潮見2-1-6	(03)3647-6111	(03)3647-5210	製 造 部 長	森川 克美	
	極洋船舶工業(株)	〒294-0035 館山市富士見545-3	(0470)22-7211	(0470)22-7427	取締役工場長	梅田 文雄	
	京浜ドック(株)	〒221-0022 横浜市神奈川区守屋町1-2-2	(045)461-6834	(045)453-3383	取締役総務部長	宮原 征一	
	横須賀艦船造修事業協同組合	〒238-0044 横須賀市小川町23-1 三笠ハイム502号	(0468)24-5841	(0468)24-5862	専 務 理 事	武山 享一	
事務局	造 工	住友重機械工業(株)横須賀製造所	〒237-8555 横須賀市夏島町19番地	(0468)69-1923	(0468)69-1793	安全環境G主事	吉田 義彦
	中造工	(株)新潟鉄工所 三崎工場	〒238-0243 三浦市三崎町城ヶ島字養老子105-2	(0468)81-7182	(0468)82-6692	生産管理室課長	松崎 勘治
	小船工	(社)関東小型船舶工業会	〒231-0005 横浜市中区本町1-8 大宗パークビル	(045)201-2660	(045)201-2660	事 務 局 長	八木橋昭二
	日造協	日造協 東日本支部	〒290-0062 千葉県市原市八幡通り1	(0436)41-2730	(0436)41-5641	支 部 長	三宅 和夫

全船安 中部総支部幹事会役員名簿

03.04.01

支 部	会 社 名	〒	所 在 地	TEL No.	FAX No.	役 職 名	氏 名	所 属		
総支部長	エハール造船(株)津事業所	514-0398	三重県津市雲出鋼管町1-3	(059)238-6201	(059)238-6432	所 長	兵 藤 裕	造 工		
副総支部長	エハール造船(株)津事業所	514-0398	三重県津市雲出鋼管町1-3	(059)238-6201	(059)238-6432	環境・安全衛生 室長	藤 本 克 己	造 工		
静 岡	支 部 長	(株)カナサシ重工	424-0901	静岡県清水市三保491-1	(0543)36-2030	(0543)34-0790	執行役員 技術・生産 部門総括	清 水 泰 良	造 工	木内康之 (安全課 係長)
	副支部長	(株)三保造船所	424-0901	静岡県清水市三保3797	(0543)34-5211	(0543)34-6264	取締役 工場長	林 幹 雄	中造工	川端久志 (勤労安全課主任)
富 山	支 部 長	FKKエン지니어リング(株)高岡支店	933-0076	富山県高岡市米島103番地	(0766)23-0446	(0766)23-9984	代表取締役会長	宇 於 崎 弘	小船工	会長直通 0766-45-111
	副支部長	(株)吉村造船所	934-0001	富山県新湊市庄西町1丁目1-44	(0766)84-2194	(0766)84-2194	代表取締役	佐 伯 忠 彦	小船工	
石 川	支 部 長	(株)清水造船建設	926-0801	石川県七尾市昭和町64	(0767)53-1313	(0767)53-1315	代表専務取締役	狩 山 賢 作	小船工	
	副支部長	石川ドック(株)	926-0012	石川県七尾市万行町一部24	(0767)53-1728	(0767)53-2038	代表取締役	吉 野 政 男	小船工	
新 潟	支 部 長	新 潟 造 船 (株)	951-8011	新潟市入船町4-3776	(025)222-6121	(025)222-5906	取締役 工場長	屋 舗 一 樹	中造工	
	副支部長	新 潟 造 船 (株)	951-8011	新潟市入船町4-3776	(025)222-6127	(025)222-5906	安全グループ長	島 崎 博 志	中造工	安全担当(事務局) 栗原晴男
愛 知	支 部 長	(株)袖野造船所	490-1445	愛知県海部郡飛島村金岡16	(05675)5-1548	(05675)5-1549	代表取締役	袖 野 廣 平	小船工	
	副支部長	(株)豊橋造船	441-8074	愛知県豊橋市明海町22	(0532)25-4111	(0532)25-4114	人事総務次長	木 村 金 吾	造 工	
三 重	支 部 長	エハール造船(株)津事業所	514-0398	三重県津市雲出鋼管町1-3	(059)238-6100	(059)238-6430	所 長	兵 藤 裕	造 工	北川恵一(事務局)
	副支部長	エハール造船(株)津事業所	514-0398	三重県津市雲出鋼管町1-3	(059)238-6201	(059)238-6432	環境・安全衛生 室長	藤 本 克 己	造 工	
総支部委員	(株)清港ドック[小船工]	424-0902	静岡県清水市折戸1-1-15	(0543)34-0311	(0543)34-0315	会 長	渡 辺 眞 男	小船工	東海小船工会長	
	(株)田中造船所[小船工]	950-0072	新潟市竜が島2-2-5	(025)244-1945	(025)244-8443	社 長	田 中 祥 雄	小船工	新潟小船工会長	
	ワイケ-コンストラクション(株) [日造協]	514-0398	三重県津市雲出鋼管町1-3	(059)238-6480	(059)238-6482	代表取締役	渡 辺 重 暉	日造協	日造協中部地方支部長	
事 務 局	エハール造船(株)津事業所	514-0398	三重県津市雲出鋼管町1-3	(059)238-6202	(059)238-6203	環境・安全衛生 室TS	北 川 恵 一	造 工	青木恵美子 (事務局)	
	東海小型船舶工業会	455-0032	名古屋市港区入船2-2-14藤洋	(052)652-3265	(052)652-3265	専務理事	山 田 恒 治	小船工		
	新潟小型船舶工業会	951-8011	新潟市入船町4-3776 (株)新潟鉄工所 造船工場内	(025)226-7191	(025)226-7192	事務局長	斎 藤 英 子	小船工		
本 部	日本造船工業会	105-0001	東京都港区虎ノ門1-15-16	(03)3502-2016	(03)3502-2816	事 務 局	福 島 進	造 工	本部長・杏 宏一	
	全船安(本部付専門スタッフ)	791-0211	愛媛県温泉郡重信町見奈良479	(0899)64-7336	(0899)64-7336	専門スタッフ	高 市 俊 和	造 工		

全国造船安全衛生対策推進本部 関西総支部幹事会名簿

平成15年10月見直し

	支 部 名	会 社 名	役 職 名	氏 名	所 在 地	電 話 番 号	FAX 番 号
総支部	総支部長 副総支部長 事務局	ユニバーサル造船(株) 舞鶴事業所	事業所長 環境安全衛生室長 安全係長	森 弘行 高橋 政伸 野村 隆男	〒 625-8501 京都府舞鶴市宇余部下 1,180 番地	0773-62-8740	0773-62-8849
支 部	兵庫支部長 副支部長 事務局	三菱重工業(株)神戸造船所	副 所 長 総務部次長 安全保安課	河本 雄二郎 岡 正博 伊藤 博文	〒 652-8585 神戸市兵庫区和田崎町 1-1-1	078-651-4169	078-672-2483
	大阪支部長 副支部長 事務局	(株)サノヤス・ヒシノ明昌 大阪製造所	所 長 安全環境課長 安全環境課	堀田 正宏 池上 佳成	〒 557-0063 大阪市西成区南津守5丁目13番37号	06-6661-1221	06-6651-2205
	和歌山支部長 副支部長	(株)エム・イー・エス由良	社 長 総務施設課長	多田 次男 滝本 幸一	〒 649-1112 日高郡由良町大字網代字高見山193-13	0738-65-1111	0738-65-2054
	京都支部長 副支部長	ユニバーサル造船(株) 舞鶴事業所	事業所長 環境安全衛生室長	森 弘行 高橋 政伸	〒 625-8501 京都府舞鶴市宇余部下 1,180 番地	0773-62-8740	0773-62-8849
	滋賀支部長 副支部長	(株)空兵衛造船所	代表取締役会長 代表取締役社長	仲野 守 仲野 薫	〒 520-0241 大津市今堅田 1-2-20 番地	0775-72-2101	0775-72-2111
	福井支部長 副支部長	気比造船企業組合	代表理事	福地 宗廣 (兼 務)	〒 914-0821 敦賀市櫛川 91-3 番地	0770-22-3282	0770-22-3282
地 区 支 部	兵庫東地区支部長 事務局	三菱重工業(株)神戸造船所	安全保安課長 安全 保安 課	山谷 健二 伊藤 博文	〒 652-8585 神戸市兵庫区和田崎町 1-1-1	078-651-4169	078-672-2483
	兵庫西地区支部長 事務局	(株)アイ・エイチ・アイ アムテック	安全衛生課長 安全 衛生 課	井上 三郎 高田 和郎	〒 678-0041 相生市相生 5292 番地	0791-24-2408	0791-24-2410
	兵庫南地区支部長 事務局	(株)川崎造船 神戸工場	安全保安グループ長 安全保安グループ	泉 里史 清水 出	〒 650-8670 神戸市中央区東川崎町3丁目1番1号	078-682-5007	078-682-5503
協 力 会	日 造 協 (京都支部)	ユニバーサル造船舞鶴 事業協同組合	理 事 長	谷口 茂夫	〒 625-8501 京都府舞鶴市宇余部下 1,180 番地	0773-63-7907	0773-63-7746
	日 造 協 (兵庫東地区支部)	三菱神船協力会	理 事 長	竹中 昌彦	〒 652-8585 神戸市兵庫区和田崎町 1-1-1	078-671-6000	078-672-4858
	日 造 協 (兵庫西地区支部)	協同組合 アイ・エイチ・アイ 相生協力会	理 事 長	江見 満	〒 678-0041 相生市相生 5292 番地	0791-22-5610	0791-22-1422
	日 造 協 (兵庫南地区支部)	川重神戸安全衛生協力会	会 長	和田 實之助	〒 650-8670 神戸市中央区東川崎町3丁目1番1号	078-671-5780	078-671-5780
	日 造 協 (和歌山支部)	エム・イー・エス由良協力会	会 長	西本 石穂	〒 649-1112 日高郡由良町大字網代字高見山193-13	0739-65-0084	

		会 社 名	役 職 名	氏 名	所 在 地	電 話 番 号	FAX 番 号
団 体	中 造 工	金川造船株式会社	総務課長	吉村 博	〒 652-0041 神戸市兵庫区吉田町 3-7-28	078-681-4611	078-671-0112
	小 船 工	近畿小型船舶工業会	事務局長	野田 益美	〒 552-0021 大阪市港区築港4丁目 10番 30号	06-6573-7746	06-6573-7746
	小 船 工	兵庫県小型船舶工業会	専務理事	脇 弘	〒 650-0024 神戸市中央区海岸通8番地神港ビル6F	078-391-5980	078-391-5980
	日 造 協	日造協近畿地方支部	支部長	和田 實之助	〒 650-8670 神戸市中央区東川崎町3丁目1番1号	078-651-5530	078-651-5530
本 部 役 員	本部長補佐	(株)川崎造船 神戸工場	安全・保健 グループ長	泉 里史	〒 650-8670 神戸市中央区東川崎町3丁目1番1号	078-682-5007	078-682-5503
	本部委員						
	専門スタッフ	全船安本部付 (中部・関西・四国担当)		高市 俊和	〒 791-0211 愛媛県温泉郡重信町見奈良 479-6	089-964-7336	089-964-7336
行 政	近畿運輸局	海事振興部	船舶産業課長 造船係長	有馬 光孝 島 津加津也	540-8558 大阪市中央区大手前4-1-76 大阪合同庁舎4号館	06-6949-6425	06-6949-6169
	神戸運輸監理部	船舶部	船舶産業課長	斎藤 好信	650-0042 神戸市中央区波止場町1-1 神戸第2地方合同庁舎	078-321-3473	078-392-0912
	大阪労働局	労働基準部	安全課長	坂本 さん	540-8558 大阪市中央区大手前4-1-76 合同庁舎2号館	06-6949-6482	
	兵庫労働局	労働基準部	安全課長	北井 安明	650-0044 神戸市中央区 東川崎町1-1-3 神戸クリスタルタワー14F	078-367-9152	

全船安 中国総支部役員名簿 平成 15 年 1 1 月 1 日現

	会 社 名	所 在 地	電話番号	FAX 番号	役 職 名	氏 名	
総 支 部 長	IHI マリンユナイテッド呉工場	〒737-0027 広島県呉市昭和町 2-1	(0823)26-2300	(0823)26-2178	工 場 長	鈴 木 等	
副 総 支 部 長	同 上	同 上	(0823)26-2309	〃	安全衛生課長	出 山 俊 男	
岡 山	支 部 長	三井造船(株) 玉野事業所	〒706-0012 岡山県玉野市玉 3-1-1	(0863)23-2040	(0863)26-2045	取 締 役 所 長	成 田 満 州 男
	副 支 部 長	同 上	同 上	〃	〃	安全衛生課長	二 宮 幸 男
広 島	支 部 長	尾 道 造 船 (株)	〒722-0052 広島県尾道市山波町 1005	(0848)20-2957	(0848)20-2969	所 長	林 原 光
	副 支 部 長	同 上	同 上	〃	〃	安全保安主幹	村 瀬 聖 勝
山 口	支 部 長	三菱重工業(株) 下関造船所	〒750-0075 山口県下関市彦島江之浦 6-16-1	(0832)66-5981	(0832)66-8274	所 長	太 田 一 紀
	副 支 部 長	同 上	同 上	〃	〃	総務・安衛課長	藤 沢 慎 吾
島 根	支 部 長	境 港 造 船 (株)	〒690-1312 島根県八束郡美保関町森山 823	(0852)72-2207	(0852)72-2210	代 表 取 締 役	石 橋 雄 器
	副 支 部 長						
鳥 取	支 部 長	石 橋 造 船 鉄 工 所 (株)	〒684-0017 鳥取県境港市岬町 48	(0859)42-2300	(0859)42-2033	代 表 取 締 役 社 長	石 橋 弘
	副 支 部 長						
総 支 部 委 員	(株) サノヤス・ヒシノ明昌水島製造所	〒711-0934 岡山県倉敷市児島塩生 2767-21	(086)475-1569	(086)475-0523	総 務 部 次 長	岩 崎 喜 久 男	
総 支 部 委 員	常 石 造 船 (株)	〒720-0313 広島県沼隈郡沼隈町常石 1083	(0849)87-1130	(0849)87-0334	総務安全 G 長	奥 田 和 彦	
総 支 部 委 員	ユニバーサル造船(株)因島事業所	〒722-2323 広島県因島市土生町 2477-16	(08452)2-1235	(08452)2-1204	環境・安衛課長	川 渕 輝 夫	
総 支 部 委 員	幸 陽 船 渠 (株)	〒729-2251 三原市幸崎能地 544-13	(0848)69-3320	(0848)69-2400	安全警備室長	中 島 一 隆	
総 支 部 委 員	(株) 神 田 造 船 所	〒729-2607 豊田群川尻町東 2 丁目	(0823)87-4112	(0823)87-4391	安全衛生部長	平 野 博 夫	
総 支 部 委 員	西 武 造 船 所 (株)	〒734-0016 広島市南区宇品町字金輪 384	(082)885-1171	(082)885-3175	安全衛生事務局	中 上 義 治	
総 支 部 委 員	(株) 新 笠 戸 ど っ く	〒744-0001 下松市大字笠戸島 29-120	(0833)52-0120	(0833)52-0125	環境安全室長	窪 田 静 雄	
総 支 部 委 員	旭 洋 造 船 (株)	〒752-0593 下関市長府港町 8-7	(0832)46-1365	(0832)45-4130	業 務 課	山 中 信 廣	
総 支 部 委 員	中国小型船舶工業会	〒734-0011 広島市南区宇品海岸 2-23-36	(082)253-1821	(082)2554393	専 務 理 事	森 吉 利 雄	
総 支 部 委 員	九州小型船舶工業会	〒801-0841 北九州市門司区西海岸 1-4-13	(093)321-7183	(093)321-7183	専 務 理 事	山 村 一 真	
総 支 部 委 員	日造協 中国地方支部	〒737-2311 佐伯群沖美町大王字横綱代	(0823)45-3456	(0823)45-4811	支 部 長	丸 本 智	

全国造船安全衛生対策推進本部：四国総支部役員名簿

(1/1)

役 職	会 社 名	郵便番号	所 在 地	電 話	F A X	役 職	氏 名
総支部長	(株)川崎造船坂出工場	〒762-8507	香川県坂出市川崎町1番地	0877-46-1473	0877-46-7006	常務取締役工場長	谷口 友一
副総支部長	(株)川崎造船坂出工場	〒762-8507	香川県坂出市川崎町1番地	0877-46-8047	0877-46-4397	業務部参与	大羽 康之
愛媛支部長	(株)新来島どっく 大西工場	〒799-2293	愛媛県越智郡大西町新町945番地	0898-36-5535	0898-36-5593	工場長	首藤 和夫
愛媛副支部長	(株)新来島どっく 大西工場	〒799-2293	愛媛県越智郡大西町新町945番地	0898-36-5514	0898-36-5615	安全衛生課長	渡部 文寿
香川支部長	今治造船(株)丸亀事業本部	〒763-0061	香川県丸亀市昭和町30番地	0877-25-5057	0877-25-5090	取締役工場長	廣瀬 英海
香川副支部長	今治造船(株)丸亀事業本部	〒763-0061	香川県丸亀市昭和町30番地	0877-25-5053	0877-25-5090	安全管理チーム長	黒川 一夫
徳島支部長	神例造船(株)	〒772-0021	徳島県鳴門市里浦町里浦字恵美寿676	088-685-0177	088-685-4324	造船工作部長	広野 孝司
徳島副支部長	神例造船(株)	〒772-0021	徳島県鳴門市里浦町里浦字恵美寿676	088-685-0177	088-685-4324	安全衛生課長	野中 健二
高知支部長	新高知重工(株)	〒781-0112	高知県高知市仁井田新築4319番地	088-847-1111	088-847-0585	工場長	畠中 康嘉
高知副支部長	新高知重工(株)	〒781-0112	高知県高知市仁井田新築4319番地	088-847-1111	088-847-4565	業務部次長	新田 義幸
総支部幹事	四国造船協議会	〒760-0033	香川県高松市丸の内13番22号	087-851-2872	087-822-0675	専務理事	増田 久
	常石造船(株)多度津工場	〒764-0018	香川県仲多度郡多度津町東港町1-1	0877-33-2111	0877-33-4420	安全グループ課長	小林 靖季
	今治造船(株)今治工場	〒799-2195	愛媛県今治市小浦町1丁目4番52号	0898-36-5030	0898-36-5036	安全管理チーム長	平井 彰文
	浅川造船(株)	〒799-2111	愛媛県今治市小浦町2丁目4番39号	0898-41-9090	0898-41-8267	管理部次長	西村 芳郎
	四国ドック(株)	〒760-0065	香川県高松市朝日町1丁目3番23号	087-851-9023	087-821-0521	安全衛生課長	高嶋 寿一
	興亜産業(株)	〒760-0065	香川県高松市朝日町1丁目3番5号	087-851-7000	087-821-1810	取締役造船部長	石原 敬一
	川重坂出事業協同組合	〒762-0062	香川県坂出市川崎町1番地	0877-46-8060	0877-44-2859	理事長	大藪 茂幸
	岩城造船(株)	〒794-2410	愛媛県越智郡岩城村5328	0897-75-2200	0897-75-2198	安全管理課副課長心得	坂口 博幸
	(株)栗之浦ドック	〒796-8008	愛媛県八幡浜市大字栗野浦365番地	0894-22-5100	0894-22-1166	総務部長	玉井 清
総支部事務局	(株)川崎造船坂出工場	〒762-8507	香川県坂出市川崎町1番地	0877-46-8047	0877-46-4397	安全環境グループ主事	濱西 英司
	全船安本部付専門スタッフ	〒791-0211	愛媛県温泉郡重信町見奈良479-6	089-964-7336	089-964-7336		高市 俊和

全船安四国総支部：支部幹事、事務局、地区支部長、地区支部幹事、班長名簿

(1/2)

役 職	会 社 名	郵便番号	所 在 地	電 話	F A X	役 職	氏 名
愛媛支部幹事	浅川造船(株)	〒799-2111	愛媛県今治市小浦町2丁目4番39号	0898-41-9090	0898-41-8267	管理部次長	西村 芳郎
愛媛支部幹事	今治造船(株)今治工場	〒799-2195	愛媛県今治市小浦町1丁目4番52号	0898-36-5030	0898-36-5036	安全管理チーム長	平井 彰文
愛媛支部幹事	松田造船(有)	〒798-0068	愛媛県宇和島市明倫町1番26号	0895-22-2383	0895-22-2634	取締役会長	松田 与三郎
東愛媛地区支部長	今治造船(株)今治工場	〒799-2195	愛媛県今治市小浦町1丁目4番52号	0898-36-5030	0898-36-5036	安全管理チーム長	平井 彰文
東愛媛地区支部幹事	浅川造船(株)	〒799-2111	愛媛県今治市小浦町2丁目4番39号	0898-41-9090	0898-41-8267	管理部次長	西村 芳郎
東愛媛地区支部幹事	檜垣造船(株)	〒799-2111	愛媛県今治市小浦町1丁目4番25号	0898-41-6018	0898-41-7322	管理課長	千葉 聰
東愛媛地区支部幹事	伯方造船(株)	〒794-2305	愛媛県越智郡伯方町木浦535-2	0897-72-1345	0897-72-2623	安全課長	國貞 漢治
三島・新居浜班長	今治造船(株)西条工場	〒793-0003	愛媛県西条市ひうち7番6号	0897-53-5000	0897-53-5040	安全品質グループ長	青野 俊
今治班長	今治造船(株)今治工場	〒799-2195	愛媛県今治市小浦町1丁目4番52号	0898-36-5030	0898-36-5036	安全管理チーム長	平井 彰文
しまなみ班長	岩城造船(株)	〒794-2410	愛媛県越智郡岩城村5328	0897-75-2200	0897-75-2198	工務部安全管理課 副課長心得	坂口 博幸
松山班長	(有)角田造船所	〒791-8085	愛媛県松山市港山町1-23	089-952-0012	089-952-0012	社長 (代) 営業課長	角田 一萬 高橋 典則
西愛媛地区支部長	(株)栗之浦ドック	〒796-8008	愛媛県八幡浜市大字栗野浦365番地	0894-22-5100	0894-22-1166	総務部長	玉井 清
南予班長	(株)栗之浦ドック	〒796-8008	愛媛県八幡浜市大字栗野浦365番地	0894-22-5100	0894-22-1166	総務部長	玉井 清
南予副班長	三好造船(株)	〒798-0006	愛媛県宇和島市弁天町2-1-13	0895-22-5220	0895-24-2641	工場長	梶谷 光

役 職	会 社 名	郵便番号	所 在 地	電 話	F A X	役 職	氏 名
香川支部幹事	興亜産業(株)	〒760-0065	香川県高松市朝日町1丁目3番5号	087-851-7000	087-821-1810	取締役造船部長	石原 敬一
香川支部幹事	岡崎造船(株)	〒761-4145	香川県小豆郡土庄町大部甲338番地	0879-67-2016	0879-67-2474	代表取締役社長	岡崎 嘉博
香川支部幹事	(株)讃岐造船鉄工所	〒769-1101	香川県三豊郡詫間町大字詫間2112-17	0875-83-2550	0875-83-6287	管理課長	富山 武久
香川支部幹事	(株)川崎造船坂出工場	〒762-8507	香川県坂出市川崎町1番地	0877-46-8047	0877-46-4397	安全環境グループ主事	濱西 英司
東香川班長	四国ドック(株)	〒760-0065	香川県高松市朝日町1丁目3番23号	087-851-9023	087-821-0521	安全衛生課長	高嶋 寿一
東香川副班長	香川船渠(株)	〒761-4432	香川県小豆郡内海町草壁本町220-16	0879-82-1056	0879-82-5672	取締役総務部長	喜多 満博
中西讚班長	常石造船(株)多度津工場	〒764-0018	香川県仲多度郡多度津町東港町1-1	0877-33-2111	0877-33-4420	安全グループ課長	小林 靖季
徳島支部幹事	(株)濱本造船所	〒770-8005	徳島県徳島市津田浜之町1番42号	088-662-1213	088-662-1151	取締役副社長	濱本 健介
徳島北班長	(株)村上造船所	〒772-0316	徳島県鳴門市瀬戸町堂浦字地廻り1-311	088-688-0211	088-688-2690	専務取締役	村上 潤
徳島南班長	井村造船(株)	〒773-0005	徳島県小松島市小松島町1番38号	08853-2-1098	08853-2-2366	工場長	八村 義博
高知支部幹事	(株)カゴオ	〒781-6402	高知県安芸郡奈半利町乙883番地	0887-38-3615	0887-38-3618	取締役工場長	田所 大池
高知班長	大旺造機(株)	〒781-0112	高知県高知市仁井田1625-2	088-847-1122	088-847-1119	工務部次長 兼仁井田工場長	伊与木 敦
中村班長	西岡造船所	〒787-0310	高知県土佐清水市浦尻432-3番地	0880-82-0107	0880-82-0818	社長	西岡 良

全国造船安全衛生対策推進本部 九州総支部役員名簿

(平成 15 年 1 1 月 1 日現在)

全船安九州総支部

総支部役職名	会 社 名	所 在 地	〒番号	電話番号	役 職 名	氏 名
総支部長	三菱重工業（株）長崎造船所	長崎市飽の浦町 1 番 1 号	850-8610	095-862-2111	長崎造船所長	愛川 展功
副総支部長	同 上	同 上	〃	095-828-4550	安全衛生課長	深井 正昭
福岡 支 部長	福岡造船株式会社	福岡県福岡市中央区港 3 丁目 3-14	810-0075	092-751-9271	常務取締役工場長	坂本 泰秀
副支部長	同 上	同 上	〃	〃	工務安全課長	小林 恵介
佐賀 支 部長	株式会社 名村造船所	佐賀県伊万里市黒川町塩屋 5-1	848-0121	0955-27-0282	専務取締役伊万里事業所長	重田 勲
副支部長	同 上	同 上	〃	〃	環境安全衛生推進部長	筒井 作十
長崎 支 部長	佐世保重工業（株）佐世保造船所	長崎県佐世保市立神町 1	857-8501	0956-25-9114	取締役佐世保造船所長	山中 康裕
副支部長	同 上	同 上	〃	〃	安全衛生環境室課長	宮本 忠博
熊本 支 部長	エバーサル造船（株）有明事業所	熊本県玉名郡長洲町大字有明 1	869-0113	0968-65-7265	執行役員 有明事業所長	福丸 雅文
副支部長	同 上	同 上	〃	〃	環境安全衛生室長	丸田 勉
大分 支 部長	南日本造船株式会社	大分県臼杵市大字下ノ江 1179 番地 3	875-0002	0972-67-2166	代表取締役社長	児嶋 武己
副支部長	株式会社 ミナミシップテクノ	同 上	〃	0972-67-2155	部 長	河村 時男
宮崎 支 部長	有限会社 栄松造船所	宮崎県南那珂郡南郷町大字中村乙 4129-32	889-3202	0987-64-3509	代表取締役	江川 清一
副支部長	同 上	同 上	〃	〃	取締役専務	江川 一男
鹿児島 支部長	寿工業株式会社	鹿児島県串木野市新生町 180 番地	896-0035	0996-32-2171	取締役副社長	木戸 俊夫
沖縄 支 部長	新糸満造船株式会社	沖縄県糸満市西川町 1-1	901-0304	098-994-5111	代表取締役社長	松浦 快奏
副支部長	同 上	同 上	〃	〃	安全衛生担当	小坂 幸男
総支部委員	株式会社 大島造船所	長崎県西彼杵郡大島町 1605-1	857-2494	0959-34-5726	安全衛生課長	林田 輝雄
〃	(社)九州小型船舶工業会	福岡県北九州市門司区西海岸 1-4-13	801-0841	093-321-7183	専務理事	山村 一眞
〃	協同組合三菱長船協力会	長崎県長崎市飽の浦町 1 番 1 号	850-8610	095-861-6543	事務局長	松尾 敏之
※	長崎班々長事業所	西彼杵郡大瀬戸町瀬戸板浦郷 72-1	857-2302	0959-22-0036	部 長	津々木秀夫
事 務 局 長	全国造船安全衛生対策推進本部 (三菱重工総務部安全衛生課)	長崎県長崎市飽の浦町 1 番 1 号	850-8610	095-828-4540	本部付専門スタッフ (総務部安全衛生課主任)	畑原 真也